

令和7年度 特定（産業別）最低賃金専門部会 共通資料目次

共 通 No. 1	特定（産業別）最低賃金について	P. 1
共 通 No. 2	広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）	P. 2
共 通 No. 3	広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程	P. 3
共 通 No. 4	令和7年度 広島地方最低賃金審議会の運営について	P. 5
共 通 No. 5 -1	中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告 （平成14年12月6日）	P. 7
共 通 No. 5 -2	中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告改善 項目について（運営小委員会座長報告）	P. 13
共 通 No. 6	令和7年度の「広島県特定最低賃金に係る審議の進め方等」について	P. 15
共 通 No. 7	令和7年賃金改定状況調査結果	P. 16
共 通 No. 8	令和6年度 最低賃金審議経過一覧	P. 28
共 通 No. 9	地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について	P. 29
共 通 No. 10	標準生計費	P. 31
共 通 No. 11	消費者物価指数（総合）	P. 32
共 通 No. 12	現金給与総額、定期給与額の推移（事業所規模5人以上）	P. 33
共 通 No. 13	現金給与総額、定期給与額の推移（事業所規模30人以上）	P. 35
共 通 No. 14	新規学卒者の初任給の推移（産業計、企業規模10人以上）	P. 37
共 通 No. 15	春季賃金引上げ妥結状況（令和7年）	P. 38
共 通 No. 16	広島労働局－管内の雇用情勢（令和7年7月分）	P. 39
共 通 No. 17	広島県の金融経済月報（2025年9月5日）	P. 40
共 通 No. 18	企業短期経済観測調査結果の概要（2025年6月）	P. 42
共 通 No. 19	広島県経済の動向（令和7年9月12日）	P. 52
共 通 No. 20	令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（本省プレスリリース）	P. 63
共 通 No. 21	令和7年度地域別最低賃金全国一覧	P. 64

特定（産業別）最低賃金について

1 基本的な考え方

- ① 関係労使が
 - ② 労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から
 - ③ 地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたものに限定して設定される。
- すなわち、特定（産業別）最低賃金は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第15条第1項の規定の手続による関係労使の申出を経て審議会が決定等の必要性を審議するものである。

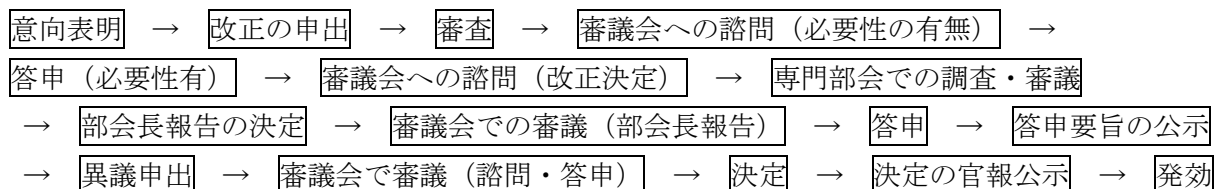
2 申出のケース

- ① 労働協約ケース
同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合
- ② 公正競争ケース
事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

3 改正の申出の要件

- ① 労働協約ケース
一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。
- ② 公正競争ケース
事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出（同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む。）であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

4 決定等の手続



5 専門部会委員の任期

専門部会委員の任期は、労働局長による任命日から最低賃金専門部会廃止までの間である。最低賃金審議会令第6条第7項「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされているので、令和8年1月以降に開催される最初の広島地方最低賃金審議会にて特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定がなされる予定である。



広労発基 0904 第 2 号
令和 7 年 9 月 4 日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
小沼 宏治

広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記
最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 5 号）
- 3 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 6 号）

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

広島地方最低賃金審議会

令和 7 年 5 月 28 日

令和 7 年度広島地方最低賃金審議会の運営について

令和 7 年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。

記

- 1 広島県最低賃金については、10 月 1 日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 2 特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 3 第 1 回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で行うこととする。
- 4 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の運用について」によるものとする。

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会の令和7年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。
- 2 各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。
- 3 本審議会によるあらかじめの議決は、原則として、当該特定（産業別）最低賃金の改正等の諮問を行う本審議会において行うものとする。
- 4 特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。
- 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告

平成 14 年 12 月 6 日

本全員協議会は、平成 13 年 4 月 20 日に中央最低賃金審議会から付託を受け、同年 5 月 29 日から平成 14 年 12 月 6 日までの間、計 12 回にわたり鋭意審議を重ねた結果、全会一致で別添のとおり報告を取りまとめた。

本全員協議会は、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮しつつ、今般の結論に沿った改善を行うことを期待する。

(別添)

産業別最低賃金制度の改善について

1 基本的な考え方

産業別最低賃金については、「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（昭和 61 年 2 月 14 日中央最低賃金審議会答申）」（以下「昭和 61 年答申」という。）に基づき、旧産業別最低賃金から現行の産業別最低賃金への転換がなされ、その後、「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告（平成 4 年 5 月 15 日中央最低賃金審議会了承）」及び「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告（平成 10 年 12 月 10 日中央最低賃金審議会了承）」（以下「平成 10 年報告」という。）等により逐次改善されてきたところである。

一方、我が国の経済社会は、長引く景気の低迷、国際競争の激化、産業の空洞化、サービス産業化の動きが進展する中で産業構造が変化するとともに、パートタイム労働者、派遣労働者等の増加など雇用形態や就業形態も多様化し、産業別最低賃金を取り巻く環境は大きく変化しているところである。

こうした中で、平成 10 年報告において、「産業別最低賃金制度のあり方については今後時機を見てさらなる議論を深め、審議していくことが適当である」とされたことを踏まえ、使用者側からの問題提起により、平成 13 年 4 月に中央最低賃金審議会に産業別最低賃金制度全員協議会が設置され、同年 5 月から産業別最低賃金制度の在り方について累次にわたり審議を行ってきたところである。

審議においては、使用者側は廃止論を主張する一方、労働者側が継承・発展論を主張し、付記にあるように労使の意見には大きな隔たりがあった。

しかしながら、産業別最低賃金が現実に制度として存在し、実際に関係者から運用面の課題に関する様々な指摘があることを踏まえると、労使それぞれの立場はあるものの、産業別最低賃金制度を改善することは重要であることから、産業別最低賃金設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ発揮を中心とした改善の在り方について検討を行った結果、今般の結論に達したものである。

今後、法改正を伴う事項も含めた産業別最低賃金制度の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当である。

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、関係労使のイニシアティブをより発揮させるという観点を中心に、以下の改善が図られることが必要である。

地方最低賃金審議会においては、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、一層円滑な審議と運用がなされることを期待するものである。

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止（以下「決定等」という。）に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者（使用者団体を含む。）又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議（以下「必要性審議」という。）について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

④ 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

産業別最低賃金の周知及び履行確保について、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格にかんがみ、行政の役割

とあいまって、当該産業別最低賃金が適用される関係労使がその自主的な努力により、産業別最低賃金の周知及び履行確保に努めることが望ましい。

(2) その他の改善

① 労働協約ケースによる申出に向けた努力

平成 10 年報告を踏まえ、関係労使の努力により労働協約ケースが増加してきているところであるが、今後においても平成 10 年報告の再確認を通じ、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めることとする。

なお、公正競争ケースによる申出において、申出者は平成 10 年報告を踏まえ、賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ることとする。

② 適用労働者数の要件

「新しい産業別最低賃金の運用方針（昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申）」において、新しい産業別最低賃金については「相当数の労働者に当該最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない」とされていること、また、昭和 61 年答申における新産業別最低賃金への転換に係る経過措置として「「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として 1,000 人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする」とされていることを考慮し、産業別最低賃金における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として 1,000 人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000 人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。

③ 適用労働者数等の通知

産業別最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるようにするため、当該申出の意向表明後速やかに、最低賃金審議会事務局から当該産業別最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとする。

④ 産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討

地域別最低賃金の表示単位期間については、平成 14 年度からすべての都道府県で時間額単独方式に移行したところであり、産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

3 付記事項

今回の検討の過程で、労使各側からの主要な意見を次のとおり付記する。

(1) 使用者側意見

産業別最低賃金は、「労働条件の向上又は公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者につき地域別最低賃金より高い最低賃金を必要と認めるときに設定」するものとされているが、「労働条件の向上」については、我が国の賃金水準は先進諸国の中でトップクラスであり、第三者の関与の下に継続すべき理由は乏しい。また、「公正競争の確保」についても経済のグローバル化が進展する中、国内における事業の公正競争の確保はほとんど意味を失っており、「基幹的労働者」について普通の労働者以上の最低賃金を設定することは地域別最低賃金がある以上、最低賃金法第1条に照らしてそぐわない。

とりわけ、経済のグローバル化による産業空洞化が進む中で、産業別最低賃金が数多く設定されている「ものづくり産業」は、極めて厳しい状況にあり、国内における公正競争の確保の意義が薄らいでいるとともに、早急に産業別最低賃金を含めた既存のシステムを見直す構造改革を行わないと世界の中で取り残される状況にある。また、雇用・失業情勢への影響も極めて大きい。もはや産業別最低賃金は企業内労使以外の場で決定すべき必要性が高いものとして維持する時代ではない。

さらに、地域別最低賃金において賃金の低廉な労働者の最低額は保障されており、産業別最低賃金は屋上屋を重ねるものであるとともに、セーフティネットの確保については、地域別最低賃金のみで最低保障を決める方が分かりやすい。

したがって、産業別最低賃金制度は廃止すべきである。

また、制度が廃止されない段階においては、地域、産業の実情を踏まえ、必要性の乏しい個別の産業別最低賃金については廃止、その他については引下げ又は凍結を含め柔軟に対応すべきである。

(2) 労働者側意見

地域別最低賃金はすべての労働者に適用される賃金の最低基準を、産業別最低賃金は産業別の基幹的労働者に適用される賃金の最低基準をそれぞれ決定するものであり、二つの制度が相互に補完しあいながら存在することで、最低賃金の実効性を高め賃金下落の防止を図るとともに、賃金格差の是正を果たす役割を担っている。特に、最低賃金の対象者の賃金水準は、先進諸国の中でも決して十分ではないことを認識すべきである。

また、産業間格差がある以上、産業ごとの賃金実態を踏まえたセーフティネットとして産業別最低賃金の設定の意義があるほか、産業別最低賃金は、

労働組合の組織化の進んでいない産業の中小企業の労働者にもその適用が及ぶなど、団体交渉の補完的な役割を果たしており、賃金の低廉な労働者の労働条件の向上に寄与しているところである。

さらに、経済のグローバル化の進展の下、国内における企業間競争は激化し、企業はコスト削減策の一つとして賃金引下げを始めとする人件費削減を行っており、賃金の下落の動きが拡大するとともに、パートタイム労働者等の増加などにみられるように、雇用形態が多様化しており、働き方の多様化に対応した公正処遇を確保する必要がある。特に、一般労働者とパートタイム労働者等との賃金格差が拡大しており、賃金の不当な引下げを防止し、事業の公正競争の確保を図る観点から、産業別最低賃金の機能強化が求められる。

このため、産業別最低賃金として現行申出要件を維持し、今後は介護・福祉や医療の分野、交通運輸分野など第三次産業分野へ拡大するとともに、労働力の流動化や雇用形態・就労形態の多様化に対応できるよう、現行制度の機能強化の視点に立って、産業別最低賃金を更に発展させるべきである。

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会
報告改善項目について（運営小委員会座長報告）

（平成 16 年 3 月 23 日広島地方最低賃金審議会了承）

当小委員会は、平成 15 年 11 月 4 日、第 419 回広島地方最低賃金審議会において付託された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告改善項目について審議を行った結果、下記のと通りの結論に達したので報告する。

記

○関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

当審議会は、使用者側委員が関係使用者団体等に当該産業別最低賃金の必要性等に係る意向を確認のうえ、必要性審議を行っている。また、申出者側から労働協約の相手方に対し文書又は口頭で申出の事実を伝えており、今後とも円滑な審議を行うため、関係労使当事者間の意思疎通に努めることとする。

② 関係労使の参加による必要性審議

当審議会は、平成 11 年度には検討小委員会に関係労使の出席を求めて産業別最低賃金の適用がある産業の実情把握を行う等、必要に応じ関係労使の意見聴取を行っているが、今後も中小企業等関係労使の参加に配慮しつつ、必要性に関する調査審議を従来どおり本審において行うこととする。

③ 金額審議における全会一致の決議に向けた努力

当審議会の金額審議における全会一致の決議率が、全国平均を下回っている現状に鑑み、今後は、金額に関する調査審議について全会一致の議決に至るよう一層努力することとする。

なお、金額審議において全会一致の結論に至らない場合には、議論を尽くすために可能な限り審議を重ねることとする。

④ 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

関係使用者団体及び労働団体は、広報誌、機関紙へ最低賃金に係る記事を掲載し、また、労働相談等を行うなどにより最低賃金の周知及び履行の確保を図っているが、今後も行政の役割と相俟って自主的努力を行っていくこととする。

○その他の改善

① 労働協約ケースによる申出に向けた努力

当審議会では、平成 12 年度に「製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」が公正競争ケースから労働協約ケースに移行しており、今後も労働協約ケースによる申出に向けて一層努力することとする。

② 適用労働者の要件

当審議会では、平成 14 年度に「織物、染色整理、綱・綱製造業最低賃金」を廃止しており、当面廃止を検討すべき対象はないと思われるが、今後、適用労働者数が 1,000 人を下回るものが生じた場合は、当該産業の実情等を踏まえ、申出を受けて廃止等の調査審議を行うこととする。

③ 適用労働者数の通知

産業別最低賃金の適用労働者数は、従来どおり事務局が年度末に開催される本審において本審資料として示すものとする。

なお、申出の意向表明後に企業進出、企業倒産等による大幅な適用労働者数の変動があった場合は、変動把握後の直近の審議会等において、その取扱いを協議することとする。

④ 産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討

当審議会では、労働者側は、時間額単独方式への移行に異論はないが、使用者側において、移行の是非及び移行した場合の金額審議方法等を現在も検討中であるため、平成 16 年度の産業別最低賃金の審議開始前までに、時間額単独方式の移行に係る結論を出すこととする。

令和7年5月28日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会
運営小委員会
座長 酒井 朋子

令和7年度の「広島県特定最低賃金に係る審議の進め方等」について

当小委員会は、標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のと通りの結論に達したので報告する。

記

1 必要性について

「本審議会」、「小委員会」、「専門部会」のいずれで審議するか、どのようなスケジュールで「諮問」、「審議」、「答申」をするかについて調査審議した結果、令和7年度においては、広島県最低賃金の改正決定を答申する本審議会において、諮問、審議及び答申することを基本とする。

ただし、必要性の判断に慎重を期す場合は、広島県最低賃金の改正に係る異議申立を審議する本審議会において、答申することもあり得る。

2 金額審議について

公労・公使の二者協議のほか、労使二者協議も選択肢に加えて審議を進める。

3 本件の審議に当たった委員は次のとおりである。

公益代表委員	座長 酒井 朋子
	岡田 行正
	村上 恵子
労働者代表委員	佐崎 吉宏
	橋本 聡
使用者代表委員	蔵田 秀和
	長谷川 信男

以上

令和 7 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,486 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 5 年度分、令和 6 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 7 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

$$2 \text{ 分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
男 女 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	
ランク																																		
一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6	
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6	
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4	
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1	
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8	
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5	
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0	
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3	
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0	
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7	
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8	
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5	

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第4表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9％）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
	R 6 年	100.0	77.2	9.7	2.2

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R 6 年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R 6 年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

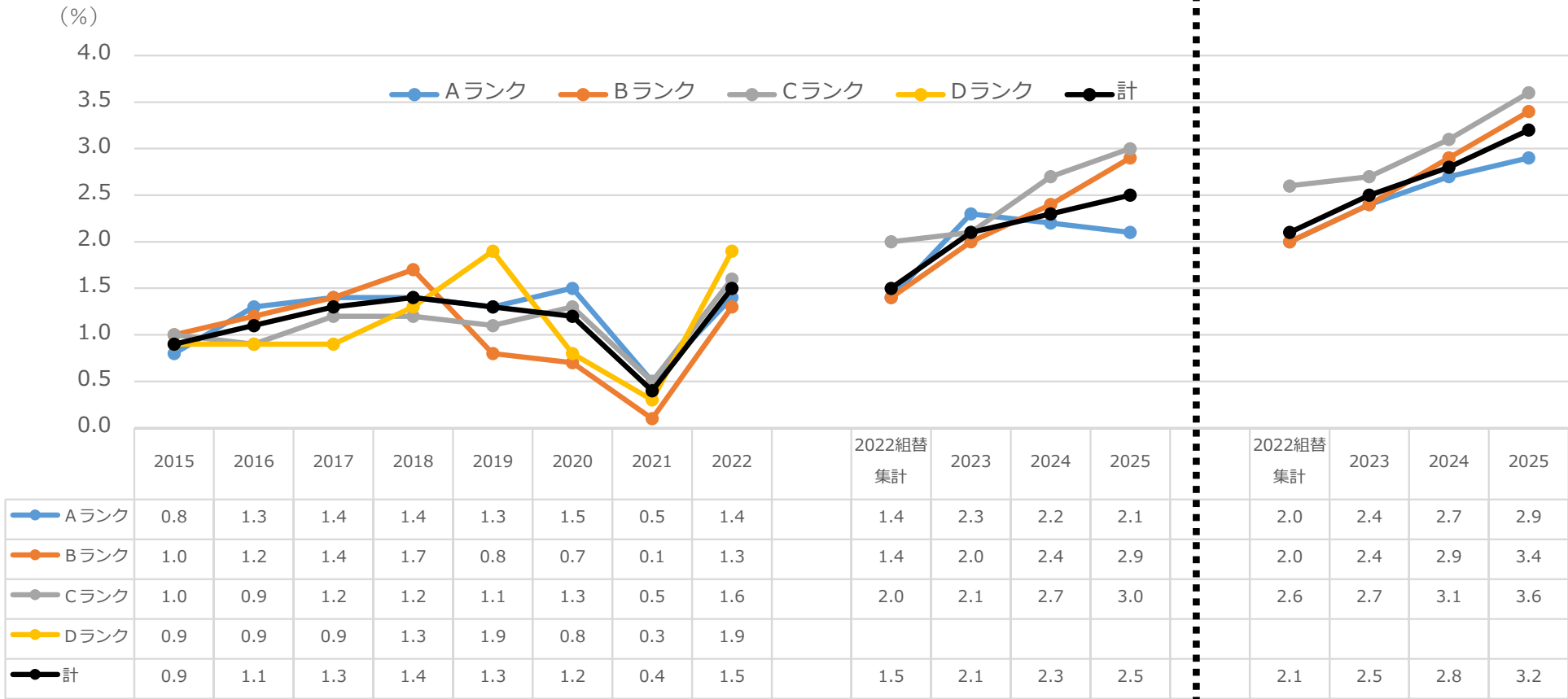
(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注） 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

令和6年度 最低賃金審議経過一覧

本 審	R6. 06. 28	広 島 県 最 低 賃 金						
	R6. 07. 30	本 審	改 諮 正 問	R6. 06. 28	答 申	年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
	R6. 08. 05					答 申 日	R5. 08. 04	R6. 08. 05
	R6. 08. 21					発 効 日	R5. 10. 01	R6. 10. 01
	R6. 10. 30	専 門 部 会	審 議	R6. 7. 30	引 上 げ 額 等	改 正 額	970円	1020円
	R6. 12. 23			R6. 7. 31		引 上 げ 額	40円	50円
公益代表委員会議	R6. 06. 28			R6. 8. 2		引 上 げ 率	4. 30%	5. 15%
				R6. 8. 5		未 満 率	2. 5%	1. 6%
運 営 小 委 員 会		本 審	結 審	R6. 8. 5		影 響 率	20. 5%	24. 1%
検 討 小 委 員 会								

業 種		製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	船舶製造・修理業、船用機関製造業	各種商品小売業	自動車小売業
申 出 の 種 別		労働協約	公正競争	公正競争	労働協約	労働協約	公正競争	労働協約	公正競争
5 年度	発 効 日	R5. 12. 31	R5. 12. 31	R5. 12. 31	R5. 12. 31	R5. 12. 31	R5. 12. 31	R3. 12. 31	R5. 12. 31
	時 間 額	1064円	1002円	1020円	995円	998円	1030円	903円	993円
必 要 性 等 の 検 討	諮 問	R6. 08. 05	R6. 08. 05	R6. 08. 05	R6. 08. 05	R6. 08. 05	R6. 08. 05	R6. 08. 05	R6. 08. 05
	答 申	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21
	参考人聴取								
	小委員会								
	結 論	必要性あり	必要性あり	必要性あり	必要性あり	必要性あり	必要性あり	必要性なし	必要性あり
	座長報告								
専 門 部 会	本審金額諮問	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21	R6. 08. 21		R6. 08. 21
	審 議	① R6. 09. 27	① R6. 10. 01	① R6. 10. 08	① R6. 09. 30	① R6. 09. 27	① R6. 09. 27		① R6. 10. 03
		② R6. 10. 17	② R6. 10. 04	② R6. 10. 16	② R6. 10. 15	② R6. 10. 18	② R6. 10. 01		② R6. 10. 08
		③ R6. 10. 24	③ R6. 10. 29	③ R6. 10. 28	③ R6. 10. 23	③ R6. 10. 21	③ R6. 10. 22		③ R6. 10. 10
	結 審	R6. 10. 24	R6. 12. 17	R6. 10. 28	R6. 10. 23	R6. 10. 21	R6. 11. 5		R6. 11. 22
答 申	本 審	R6. 10. 30	R6. 12. 23	R6. 10. 30	R6. 10. 30	R6. 10. 30	R6. 12. 23		R6. 12. 23
	時 間 額	1114円	1052円	1070円	1045円	1048円	1080円		1038円
引 上 げ 額 ・ 影 響 率 等	引上げ額	50円	50円	50円	50円	50円	50円		45円
	アップ率	4. 70%	4. 99%	4. 90%	5. 03%	5. 01%	4. 85%		4. 53%
	影 響 率	8. 4%	10. 4%	11. 2%	28. 8%	18. 7%	11. 9%		12. 7%
	使用者数	210	597	1, 153	316	271	440		1, 500
	労働者数	8, 401	6, 984	27, 278	12, 187	33, 064	8, 940		10, 699
発 効 日		R6. 12. 31	R7. 02. 21	R6. 12. 31	R6. 12. 31	R6. 12. 31	R7. 02. 21		R7. 02. 21

事 務 連 絡

平成 16 年 5 月 24 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課

主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について

従来、中央最低賃金審議会の議事録の発言者については、「会長」「公益委員」「労側委員」「使側委員」と表示し公開してきたところであるが、情報公開の流れの中で審議会等の更なる透明性が求められてきており、発言者の名前も公開すべきとの意見が高まってきているところである。

こうした中、先般、国会において議事録の公開について質問があり、発言者名について明らかにすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、5月14日に開催された第14回中央最低賃金審議会において、今後、当該審議会にかかる議事録については、全員協議会及び目安小委員会も含め発言者個人名を公開することが、了承されたところである。

については、地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）においても上記趣旨を踏まえ、その取扱いの変更に向け準備を進めるとともに、変更が円滑に行われるよう関係者への事前説明等格段の配慮をお願いする。

なお、第14回中央最低賃金審議会提出資料及び賃金時間課長説明概要並びに国会議事録（抜粋）を添付するので参考とされたい。

（注：添付資料のうち下線部は省略）

第 14 回中央最低賃金審議会提出資料（抜粋）

中央最低賃金審議会の議事録の取扱いについて（案）

1 現行の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「公益委員」、「労側委員」、「使側委員」と表示した上で公開する。

ただし、以下の場合には会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ・ 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

2 今後の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「〇〇委員」と発言者名を表示することとする。

議事録の一部又は全部を非公開とすることができる場合の取扱いについては従来どおりとする。

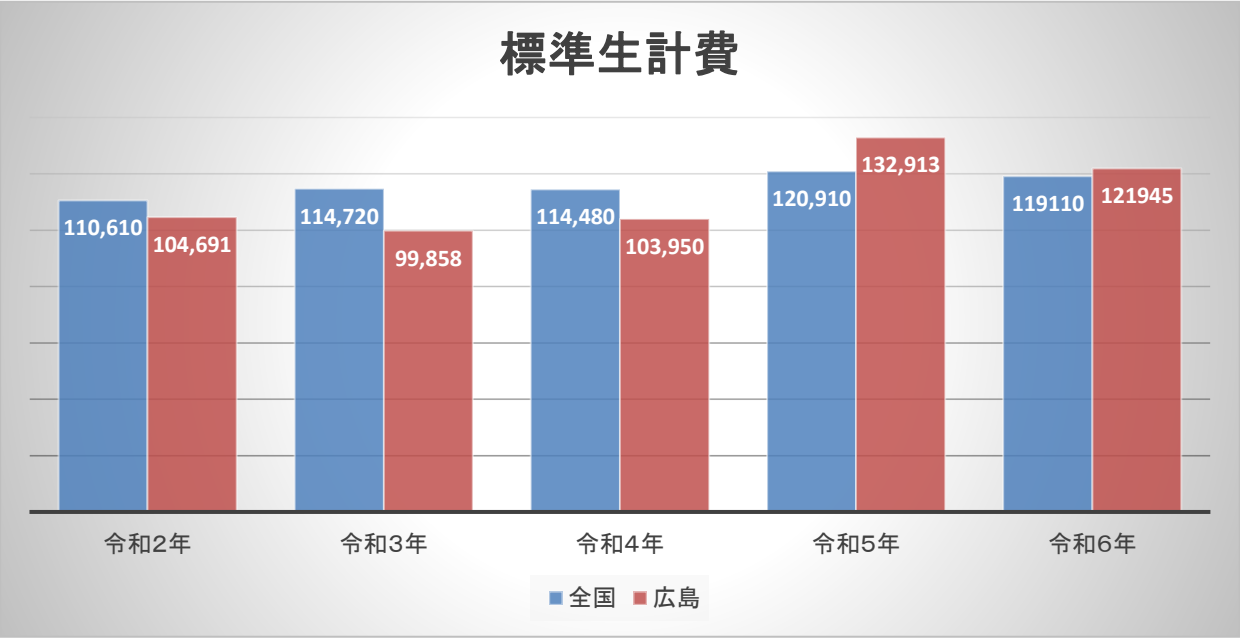
標準生計費

(1) 単身勤労者標準生計費の推移 (各年4月) (単位：円)

費用 \ 区分	全 国				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
食料費	24,360	30,060	31,020	33,220	32,960
住居関係費	49,360	44,700	44,710	46,640	45,350
被服・履物費	1,130	5,160	5,780	5,760	5,970
雑費Ⅰ	28,830	23,600	22,620	24,830	24,220
雑費Ⅱ	6,930	11,200	10,350	10,460	10,610
合 計	110,610	114,720	114,480	120,910	119,110

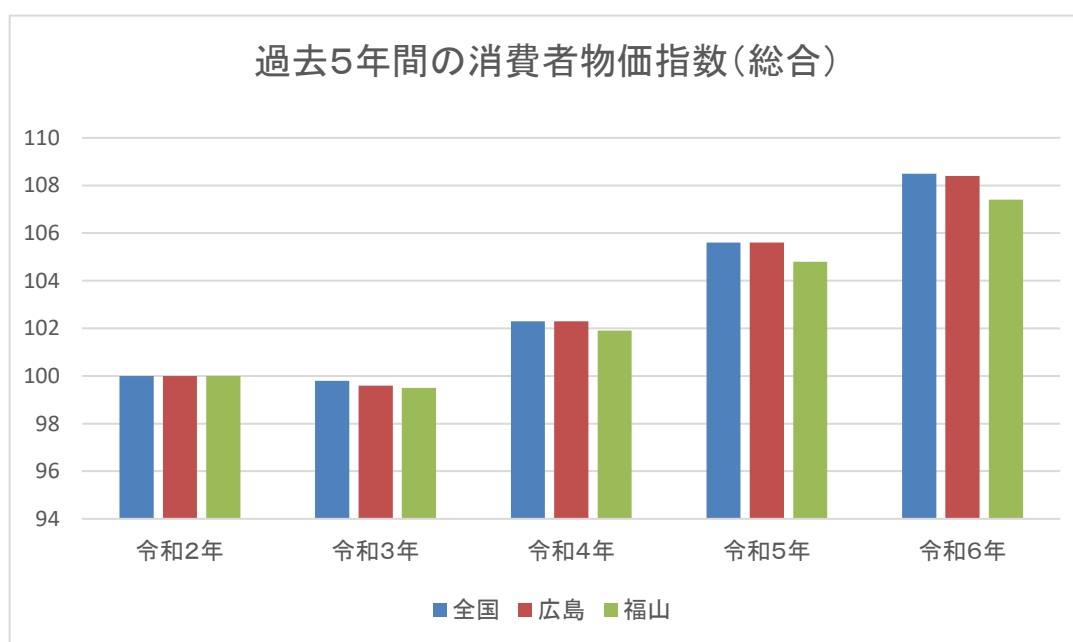
費用 \ 区分	広 島 市				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
食料費	25,425	29,613	30,512	35,846	32,364
住居関係費	48,533	37,561	41,916	58,571	45,608
被服・履物費	1,018	5,193	5,853	5,006	4,895
雑費Ⅰ	24,264	18,477	15,696	21,467	18,732
雑費Ⅱ	5,451	9,044	9,973	12,023	20,346
合 計	104,691	99,858	103,950	132,913	121,945

- (注) 1 各費用と家計調査大分類項目との対応関係は、次のとおり。
- 食料費：食料
 - 住居関係費：住居、光熱・水道、家具・家事用品
 - 被服・履物費：被服及び履物
 - 雑費Ⅰ：保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 - 雑費Ⅱ：その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）
- 2 資料出所 人事院・広島県人事委員会



消費者物価指数（総合）

年 月		全 国		広島市		福山市	
			前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）
令和2年		100.0	0.0	100.0	0.2	100.0	0.2
令和3年		99.8	▲ 0.2	99.6	▲ 0.4	99.5	▲ 0.5
令和4年		102.3	2.5	102.3	2.7	101.9	2.5
令和5年		105.6	3.2	105.6	3.3	104.8	2.9
令和6年		108.5	2.7	108.4	2.6	107.4	2.4
令和7年	1月	111.2	4.0	111.4	4.0	110.5	4.2
	2月	110.8	3.7	110.8	3.9	109.8	4.0
	3月	111.1	3.6	111.1	4.0	109.9	3.6
	4月	111.5	3.6	111.8	4.3	110.2	3.8
	5月	111.8	3.5	112.1	3.8	110.7	3.4
	6月	111.7	3.3	111.7	3.2	110.4	3.0
	7月	111.9	3.1	112.3	3.5	110.8	2.9
	8月	112.6	3.0	112.1	2.7	110.9	2.9



資料出所 広島県総務局統計課 (指数は令和2年を100としたもの)

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

共通資料№12

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	318,387	▲ 1.3	314,276	▲ 1.3
令和3年	319,461	0.3	318,616	1.4
令和4年	325,817	2.0	324,870	2.0
令和5年	332,533	2.1	321,396	▲ 1.1
令和6年	347,994	4.6	331,573	3.2

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	377,584	▲ 3.4	360,918	▲ 3.0
令和3年	384,765	1.9	368,478	2.1
令和4年	391,169	1.7	405,583	10.1
令和5年	399,579	2.1	412,146	1.6
令和6年	412,916	3.3	430,074	4.3

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	282,486	0.0	266,285	▲ 2.6
令和3年	288,500	2.1	299,268	12.4
令和4年	293,213	1.6	292,912	▲ 2.1
令和5年	296,428	1.1	273,888	▲ 6.5
令和6年	306,881	3.5	302,148	10.3

(注)「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	262,318	▲ 0.1	257,212	0.3
令和3年	263,739	0.5	260,127	1.1
令和4年	267,461	1.4	265,093	1.9
令和5年	272,608	1.9	261,807	▲ 1.2
令和6年	281,959	3.4	267,912	2.3

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	303,541	▲ 2.2	291,535	▲ 2.6
令和3年	308,762	1.7	296,957	1.9
令和4年	310,266	0.5	316,487	6.6
令和5年	315,828	1.8	321,661	1.6
令和6年	323,579	2.5	333,198	3.6

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	234,197	0.3	219,987	▲ 3.9
令和3年	237,701	1.5	244,390	11.1
令和4年	240,990	1.4	241,773	▲ 1.1
令和5年	243,953	1.2	228,408	▲ 5.5
令和6年	248,463	1.8	245,466	7.5

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	365,100	▲ 1.7	349,368	▲ 2.6
令和3年	368,493	0.9	354,409	1.4
令和4年	379,732	3.0	358,876	1.3
令和5年	387,251	2.0	362,534	1.0
令和6年	397,789	2.7	360,029	▲ 0.7

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	407,911	▲ 4.0	392,582	▲ 1.2
令和3年	416,506	2.1	395,625	0.8
令和4年	423,220	1.6	429,848	8.7
令和5年	433,256	2.4	448,256	4.3
令和6年	444,494	2.6	459,403	2.5

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	326,961	1.5	274,820	▲ 3.4
令和3年	337,754	3.3	298,164	8.5
令和4年	351,508	4.1	284,839	▲ 4.5
令和5年	353,131	0.5	278,821	▲ 2.1
令和6年	358,881	1.6	259,796	▲ 6.8

(注)「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成28年	292,593	0.6	286,962	1.2
令和2年	293,056	▲ 1.0	282,376	▲ 2.5
令和3年	296,652	1.2	285,496	1.1
令和4年	303,496	2.3	286,995	0.5
令和5年	309,443	2.0	287,477	0.2
令和6年	315,351	1.9	286,175	▲ 0.5

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	320,411	▲ 2.8	311,674	▲ 1.1
令和3年	327,096	2.1	314,810	1.0
令和4年	328,444	0.4	330,955	5.1
令和5年	335,282	2.1	342,545	3.5
令和6年	341,770	1.9	351,686	2.7

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	261,531	1.7	226,972	▲ 6.3
令和3年	268,523	2.7	245,517	8.2
令和4年	278,344	3.7	234,313	▲ 4.6
令和5年	280,728	0.9	227,513	▲ 2.9
令和6年	280,640	▲ 0.0	211,833	▲ 6.9

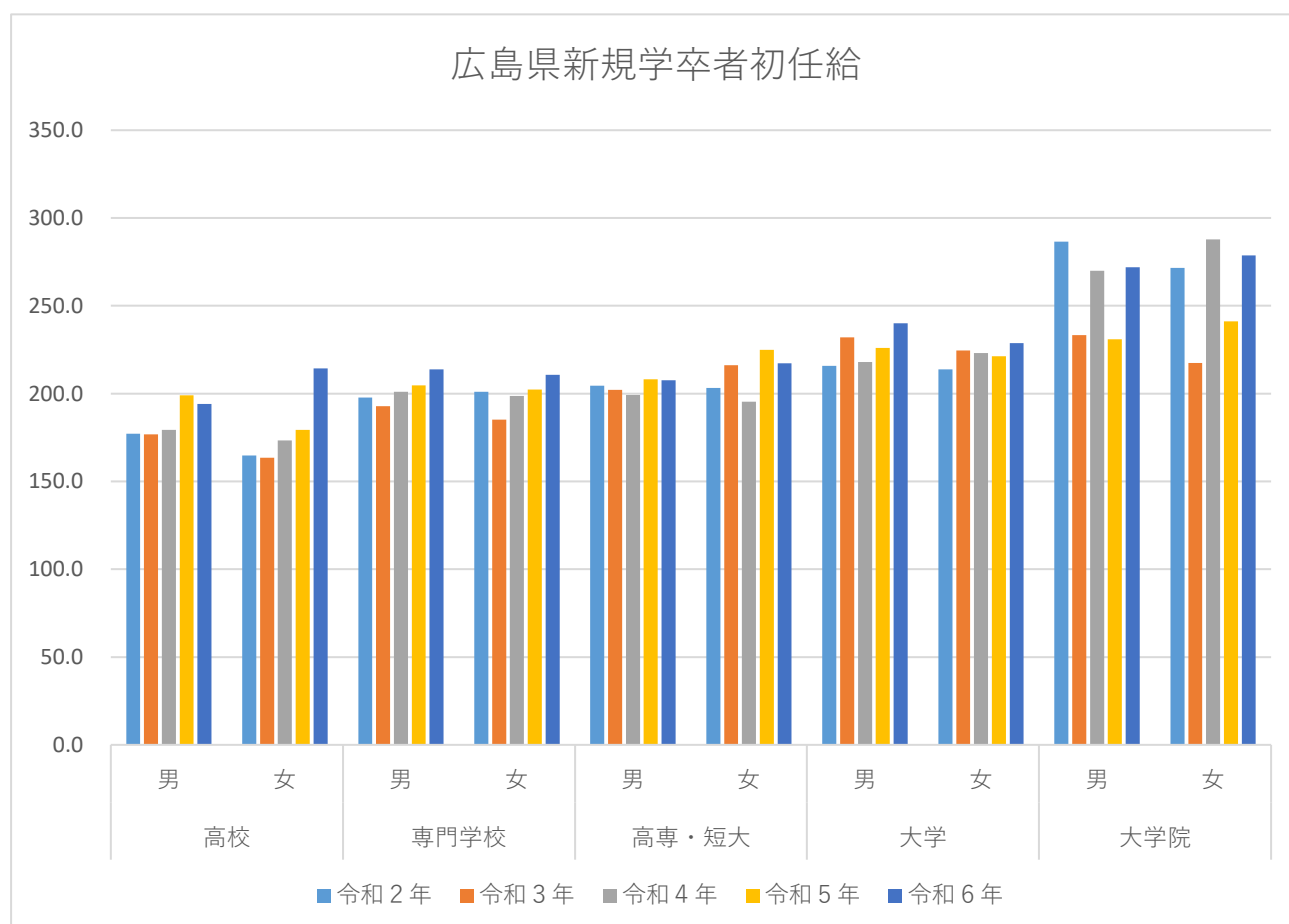
(注)「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

広島県新規学卒者の初任給の推移（産業計、企業規模10人以上）

（単位：千円）

年	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和2年	177.1	164.8	197.7	201.0	204.6	203.3	215.9	213.8	286.5	271.6
令和3年	176.8	163.5	192.8	185.2	202.2	216.2	232.0	224.6	233.3	217.5
令和4年	179.4	173.4	201.0	198.6	199.2	195.4	218.0	223.2	270.0	287.8
令和5年	199.1	179.3	204.7	202.4	208.1	224.9	226.1	221.3	230.9	241.1
令和6年	194.2	214.4	213.9	210.8	207.6	217.3	240.0	228.7	271.9	278.7



資料出所：賃金構造基本統計調査

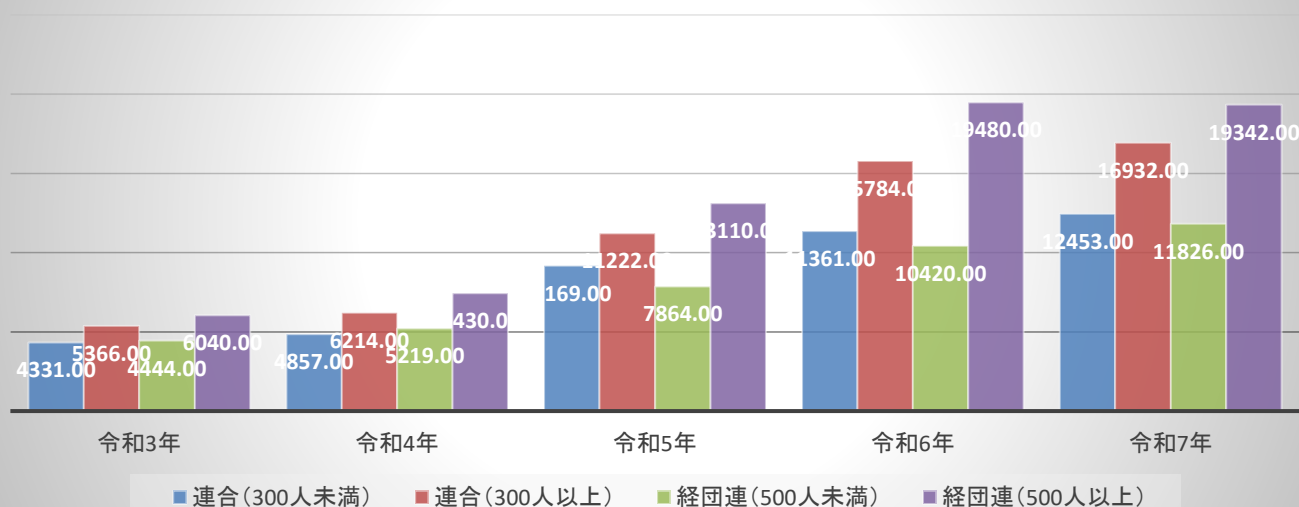
春季賃金引上げ妥結状況(令和7年)

区分	調査対象	令和7年集計			令和6年集計		
		集計組合数	引上げ額	引上げ率	集計組合数	引上げ額	引上げ率
		集計組合員数			集計組合員数		
連 合	300人未満	3,677組合 348,833人	12,361円	4.65%	3,516組合 332,855人	11,361円	4.45%
	300人以上	1,483組合 2,613,828人	16,920円	5.33%	1,422組合 2,553,480人	15,784円	5.16%
	全体計	5,162組合 2,962,661人	16,356円	5.25%	4,938組合 2,886,335人	15,236円	5.08%
連合 (広島)	300人未満	35組合 3,596人	12,587円	4.79%	39組合 4,824人	11,526円	4.53%
	全体計	98組合 54,365人	17,092円	5.48%	123組合 51,555人	17,209円	6.04%
経団連	中小企業 (従業員数500人未満)	251社	11,826円	4.35%	226社	10,420円	3.92%
	大手企業(東証一部上場 従業員数500人以上)	97社	19,342円	5.38%	89社	19,480円	5.58%
厚生労働省	民間主要企業	一社	一円	-%	348社	17415円	5.33%

資料出所 各団体の発表による

連合 2025春季生活闘争 第6回回答集計結果	全体は、令和7年7月3日付公表結果。令和6年の数値は、令和6年6月5日付公表結果。 広島は、令和7年6月16日付公表結果。令和6年の数値は、令和6年7月16日付公表結果。
経団連 2025春季労使交渉 業種別回答状況 【了承・妥結含】 (加重平均)	中小企業については、令和7年6月20日発表。 大手企業については、令和7年5月22日発表。
厚生労働省 令和6年民間主要企業春 季賃上げ要求・妥結状況	「民間主要企業」とは資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。 令和6年度集計結果については、令和6年8月2日に発表。

連合・経団連 過去5年間の引上げ額推移



令和7年8月29日(金)

【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課長 細木 誠

地方労働市場情報官 満田 智昭

(電話) 082(502)7831

管内の雇用情勢（令和7年7月分）

- 有効求人倍率（季節調整値） **1.44 倍** （全国8位／中国地方1位）
 前月より**0.02ポイント上昇**し、3か月ぶりの上昇。
 ・ 就業地別有効求人倍率（同） **1.35 倍** 前月より0.01ポイント上昇。
 ・ 正社員有効求人倍率（原数値） **1.22 倍** 前年同月より0.04ポイント上昇。
- 新規求人倍率（同） **2.58 倍**
 前月より**0.07ポイント上昇**し、2か月連続の上昇。

<雇用情勢の概況（学卒を除き、パートを含む。）>

【基調判断】「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているが、持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」

1 求人・求職の状況（季節調整値）

	令和7年7月	前月比	前月差	ポイント
有効求人数	62,117 人	1.2 %	725 人	4か月ぶりの増加
有効求職者数	43,147 人	▲ 0.2 %	▲ 100 人	3か月ぶりの減少
新規求人数	22,504 人	7.2 %	1,508 人	3か月ぶりの増加
新規求職者数	8,732 人	4.3 %	362 人	2か月ぶりの増加

2 産業別新規求人数（原数値）

		令和7年7月	前年同月比	前年同月差	ポイント
産 業 計		22,632 人	▲ 0.4 %	▲ 100 人	3か月連続の減少
主 な 産 業	建設業	1,629 人	10.0 %	148 人	2か月ぶりの増加
	製造業	2,657 人	13.4 %	314 人	5か月ぶりの増加
	情報通信業	335 人	▲ 6.9 %	▲ 25 人	2か月連続の減少
	運輸業、郵便業	1,613 人	13.4 %	190 人	3か月ぶりの増加
	卸売業、小売業	3,414 人	▲ 13.9 %	▲ 553 人	10か月連続の減少
	学術研究、 専門・技術サービス業	620 人	3.0 %	18 人	2か月連続の増加
	宿泊業、飲食サービス業	845 人	▲ 11.1 %	▲ 106 人	6か月連続の減少
	生活関連サービス業、娯楽業	1,035 人	5.6 %	55 人	7か月連続の増加
	教育、学習支援業	252 人	3.7 %	9 人	3か月連続の増加
	医療、福祉	5,575 人	0.6 %	32 人	2か月連続の増加
	サービス業	3,909 人	▲ 1.3 %	▲ 52 人	2か月連続の減少

- (注) 1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
 2. 令和6年12月以前の季節調整値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 3. 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。
 4. 整数値の増減における「0.0」「▲0.0」は、小数点第2位を四捨五入したものである。

2025 年 9 月 5 日
日本銀行広島支店

広島県の金融経済月報

1. 概況

広島県の景気は、緩やかな回復基調にある。

需要項目別に概観すると、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな回復基調にある。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。輸出は弱めの動きとなっている。住宅投資は弱めの動きとなっている。

生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は前年を上回っている。

先行きについては、日米間の通商交渉が合意に至ったものの、各国の通商政策等の今後の展開や、その影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いている。こうしたもとで、これらの動きが企業の生産動向や設備投資、賃金・価格設定行動など、県内の経済金融情勢に与える影響を十分注視していく必要がある。

2. 実体経済

（1）最終需要の動向

個人消費は、緩やかな回復基調にある。

百貨店売上高は、横ばい圏内の動きとなっている。スーパー売上高は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。コンビニエンスストア売上高は、緩やかな回復基調にある。ドラッグストア等の売上高は、底堅く推移している。家電販売は、持ち直しの動きがみられている。乗用車販売は、持ち直しの動きが一服している。旅行取扱額は、横ばい圏内の動きとなっている。主要観光地への入込客数は、外国人観光客を中心に、緩やかに増加している。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

設備投資は、増加している。

公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

輸出は、弱めの動きとなっている。

(2) 生産の動向

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

自動車は、弱めの動きとなっている。はん用・生産用・業務用機械は、一部に弱めの動きがみられている。電気機械は、増加している。造船は、持ち直している。鉄鋼は、横ばい圏内で推移している。

(3) 雇用・所得の動向

雇用・所得環境は、緩やかに改善している。

(4) 物価の動向

消費者物価（除く生鮮食品、広島市）は、前年を上回っている。

3. 金融

(1) 貸出の動向

県内金融機関の貸出金残高（末残）は、前年を上回っている。貸出金利は、上昇している。

(2) 預金の動向

県内金融機関の実質預金残高（末残）は、前年を上回っている。

以 上

本資料はホームページにも掲載しています。

URL <https://www3.boj.or.jp/hiroshima/>

E-mail hiroshima@boj.or.jp

2025 年 7 月 1 日
日本銀行広島支店

企業短期経済観測調査結果の概要（2025年6月）

— 中国地区および広島県 —

1. 回答期間 5月28日～6月30日

2. 調査対象企業数および回答状況

(社 数)

	調査先数	回答企業数（回答率）		
			製造業	非製造業
中 国	750	750 (100.0%)	349	401
広 島	221	221 (100.0%)	109	112
全 国	8,911	— (99.2%)	—	—

3. 事業計画の前提となっている想定為替レート（全産業）

(円／ドル)

	24年度			25年度		
	24/12月	25/3月	6月調査	24/12月	25/3月	6月調査
中 国	146.55	147.68	147.79	—	146.62	145.43
広 島	146.46	147.03	147.22	—	146.33	145.80
全 国	146.88	147.94	148.44	—	147.06	145.72

4. 注意事項

- (1) 回答率＝業況判断の有効回答社数／調査対象企業数×100
- (2) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。
「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。
「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比。

なお、判断項目については、調査対象企業からの回答（「1、2、3」）を以下のように算出される「D.I.」（ディフュージョン・インデックス＜Diffusion Index＞）という指標に加工・集計。

D.I.（％ポイント）

＝「第1選択肢の回答社数構成比（％）」－「第3選択肢の回答社数構成比（％）」

—— 例えば、「業況判断D.I.」は、「1. 良い」「2. さほど良くない」「3. 悪い」のうち、「1. 良い」の回答社数構成比から「3. 悪い」の回答社数構成比を引いて算出。

- (3) 規模区分については、大企業（資本金10億円以上）、中堅企業（同1億円以上10億円未満）、中小企業（同2千万円以上1億円未満）に区分。
- (4) 年度計画計数（売上高、経常利益、設備投資額等）については、調査対象企業から回答が得られなかった場合、欠測値補完を行った計数を使用。

本資料はホームページにも掲載しています。

URL <https://www3.boj.or.jp/hiroshima/>

E-mail hiroshima@boj.or.jp

1. 業況判断

▽業況判断D. I.

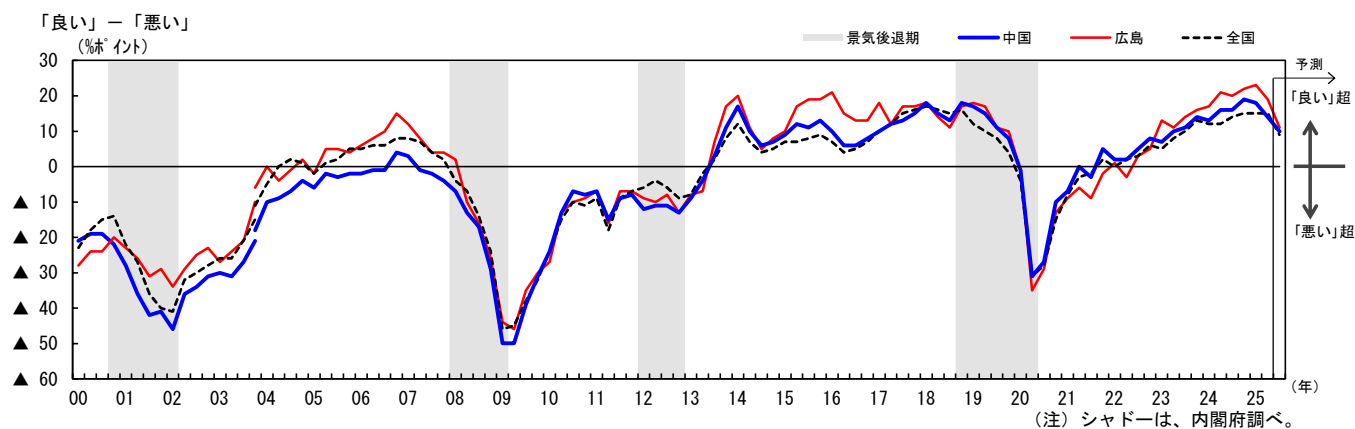
(「良い」－「悪い」、%、%ポイント、() 内は前回調査時予測)

			24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査					
							最近			先行き		
										変化幅		変化幅
中国	全産業	D. I. 1	16	16	19	18	(12)	14	▲ 4	10	▲ 4	
		良 い 2	25	26	28	27	(22)	25	▲ 2	21	▲ 4	
		さほど良くない 3	66	64	63	64	(68)	64	0	68	4	
		悪 い 4	9	10	9	9	(10)	11	2	11	0	
	製造業	D. I. 5	11	10	12	9	(6)	7	▲ 2	5	▲ 2	
		良 い 6	21	23	24	21	(18)	20	▲ 1	18	▲ 2	
		さほど良くない 7	69	64	64	67	(70)	67	0	69	2	
		悪 い 8	10	13	12	12	(12)	13	1	13	0	
	非製造業	D. I. 9	21	21	24	25	(17)	21	▲ 4	15	▲ 6	
		良 い 10	29	29	31	32	(25)	29	▲ 3	23	▲ 6	
		さほど良くない 11	63	63	62	61	(67)	63	2	69	6	
		悪 い 12	8	8	7	7	(8)	8	1	8	0	

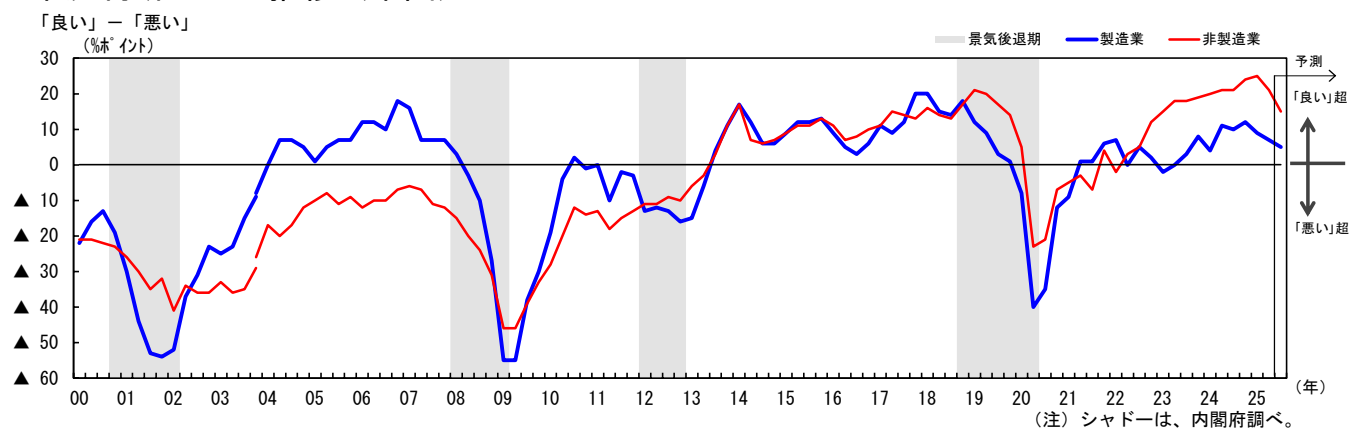
広島	全産業	D. I. 13	21	20	22	23	(16)	19	▲ 4	11	▲ 8
		良 い 14	27	27	28	28	(22)	28	0	21	▲ 7
		さほど良くない 15	67	66	66	67	(72)	63	▲ 4	69	6
		悪 い 16	6	7	6	5	(6)	9	4	10	1
	製造業	D. I. 17	17	14	20	15	(11)	15	0	5	▲ 10
		良 い 18	24	25	27	21	(17)	26	5	18	▲ 8
		さほど良くない 19	69	64	66	73	(77)	63	▲ 10	69	6
		悪 い 20	7	11	7	6	(6)	11	5	13	2
	非製造業	D. I. 21	27	24	26	30	(20)	23	▲ 7	16	▲ 7
		良 い 22	31	28	30	35	(27)	30	▲ 5	23	▲ 7
		さほど良くない 23	65	68	66	60	(66)	63	3	70	7
		悪 い 24	4	4	4	5	(7)	7	2	7	0

全国	全産業	D. I. 25	12	14	15	15	(10)	15	0	9	▲ 6
	製造業	〃 26	5	5	8	7	(4)	7	0	4	▲ 3
	非製造業	〃 27	19	20	20	21	(15)	21	0	15	▲ 6

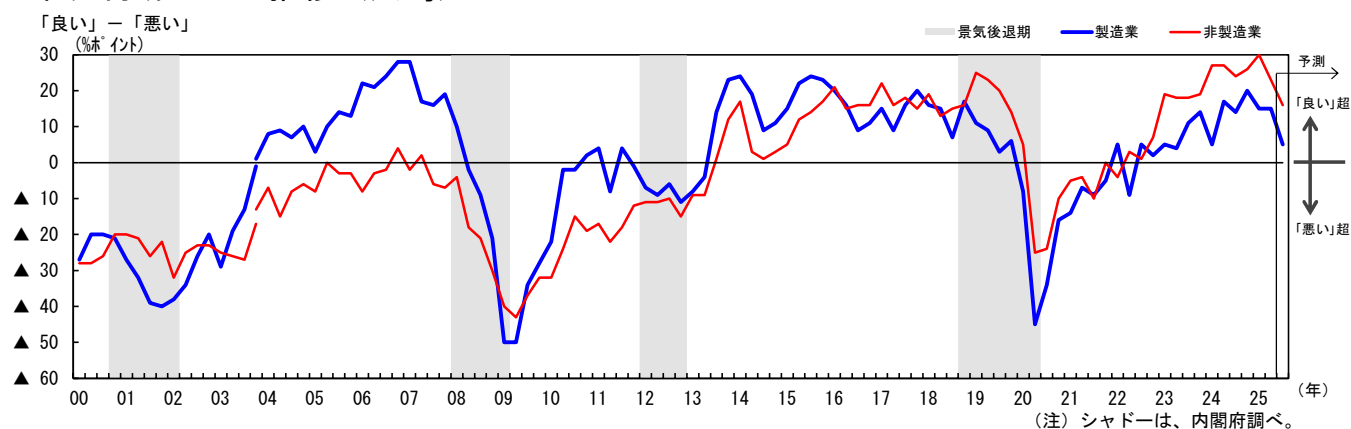
▽業況判断D. I. の推移（全産業）



▽業況判断D. I. の推移（中国）



▽業況判断D. I. の推移（広島）



【参考】企業規模別業況判断D. I.（全産業）

（「良い」－「悪い」、%ポイント、（ ）内は前回調査時予測）

		24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
						最近		先行き	
							変化幅		変化幅
中国	大企業	10	6	6	6	(5)	7	1	▲ 1
	中堅企業	22	24	27	24	(17)	21	▲ 3	▲ 5
	中小企業	16	14	16	17	(13)	13	▲ 4	▲ 5
広島	大企業	23	12	10	15	(10)	23	8	▲ 11
	中堅企業	25	21	30	30	(25)	25	▲ 5	▲ 4
	中小企業	20	21	22	22	(13)	14	▲ 8	▲ 9
全国	大企業	22	23	23	23	(20)	23	0	▲ 3
	中堅企業	16	16	18	19	(12)	19	0	▲ 7
	中小企業	7	8	10	10	(5)	10	0	▲ 5

▽業種別業況判断D. I. (中国)

(「良い」－「悪い」、%ポイント、() 内は前回調査時予測)

		有効 回答 社数	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査				
							最近		先行き		
								変化幅			
製造業	1	349	11	10	12	9	(6)	7	▲ 2	5	▲ 2
うち	2	21	9	▲ 4	0	0	(▲ 4)	0	0	▲ 5	▲ 5
繊維											
木材・木製品	3	14	15	▲ 22	▲ 29	▲ 29	(▲ 14)	▲ 14	15	▲ 7	7
紙・パルプ	4	7	0	▲ 29	▲ 29	0	(0)	0	0	0	0
化学	5	33	3	9	6	0	(▲ 3)	9	9	0	▲ 9
石油・石炭製品	6	10	0	0	0	10	(0)	▲ 10	▲ 20	0	10
窯業・土石製品	7	30	21	17	21	17	(17)	7	▲ 10	10	3
鉄鋼	8	29	0	0	4	0	(▲ 7)	▲ 14	▲ 14	▲ 10	4
非鉄金属	9	11	▲ 9	▲ 9	0	18	(0)	0	▲ 18	▲ 9	▲ 9
食料品	10	40	17	24	25	15	(15)	25	10	22	▲ 3
金属製品	11	16	0	0	25	12	(0)	6	▲ 6	▲ 12	▲ 18
はん用・生産用・業務用機械	12	45	19	15	16	15	(3)	7	▲ 8	3	▲ 4
電気機械	13	28	10	11	25	14	(14)	8	▲ 6	22	14
自動車	14	17	18	12	18	12	(6)	▲ 6	▲ 18	▲ 29	▲ 23
造船・重機、その他輸送用機械	15	22	43	44	48	35	(43)	45	10	59	14
その他製造業	16	26	▲ 11	0	▲ 8	▲ 4	(0)	4	8	▲ 11	▲ 15
素材業種	17	155	6	1	2	3	(0)	▲ 2	▲ 5	▲ 2	0
加工業種	18	194	15	16	21	15	(12)	14	▲ 1	10	▲ 4
大企業	19	73	7	3	4	2	(1)	3	1	5	2
中堅企業	20	91	16	19	21	18	(17)	19	1	14	▲ 5
中小企業	21	172	10	5	10	6	(3)	1	▲ 5	0	▲ 1
非製造業	22	401	21	21	24	25	(17)	21	▲ 4	15	▲ 6
うち	23	91	27	27	30	36	(28)	30	▲ 6	26	▲ 4
建設											
不動産	24	15	▲ 6	6	6	7	(▲ 7)	0	▲ 7	▲ 14	▲ 14
物品賃貸	25	14	14	22	22	29	(7)	22	▲ 7	7	▲ 15
卸売	26	50	17	17	27	23	(12)	14	▲ 9	6	▲ 8
小売	27	60	7	15	5	15	(13)	13	▲ 2	5	▲ 8
運輸・郵便	28	43	16	14	16	14	(7)	7	▲ 7	2	▲ 5
情報通信	29	23	26	35	39	43	(22)	26	▲ 17	17	▲ 9
電気・ガス	30	17	18	12	6	6	(0)	12	6	0	▲ 12
対事業所サービス	31	28	28	18	32	46	(36)	36	▲ 10	35	▲ 1
対個人サービス	32	21	18	0	5	14	(19)	19	5	14	▲ 5
宿泊・飲食サービス	33	36	56	50	61	25	(27)	38	13	33	▲ 5
鉱業・採石業・砂利採取業	34	3	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0
大企業	35	30	17	14	10	20	(13)	17	▲ 3	7	▲ 10
中堅企業	36	99	27	27	32	29	(15)	22	▲ 7	17	▲ 5
中小企業	37	252	20	20	20	24	(19)	20	▲ 4	14	▲ 6

▽業種別業況判断D. I. (広島)

(「良い」－「悪い」、%ポイント、() 内は前回調査時予測)

		有効 回答 社数	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査				
							最近		先行き	変化幅	
製造業	1	109	17	14	20	15	(11)	15	0	5	▲ 10
うち	2	7	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 15	(▲ 14)	▲ 15	0	▲ 29	▲ 14
繊維											
木材・木製品	3	6	20	▲ 16	0	17	(17)	17	0	17	0
紙・パルプ	4	1	—	—	—	—	(—)	—	—	—	—
化学	5	7	29	29	15	14	(29)	57	43	43	▲ 14
石油・石炭製品	6	2	—	—	—	—	(—)	—	—	—	—
窯業・土石製品	7	4	0	0	▲ 25	▲ 25	(0)	0	25	0	0
鉄鋼	8	8	38	25	25	25	(13)	▲ 13	▲ 38	▲ 25	▲ 12
非鉄金属	9	4	0	0	0	25	(0)	0	▲ 25	0	0
食料品	10	10	20	20	20	10	(20)	30	20	20	▲ 10
金属製品	11	8	0	▲ 12	25	38	(25)	13	▲ 25	▲ 12	▲ 25
はん用・生産用・業務用機械	12	15	26	26	33	13	(▲ 6)	6	▲ 7	▲ 13	▲ 19
電気機械	13	11	27	10	36	27	(9)	27	0	45	18
自動車	14	7	14	14	14	14	(▲ 14)	▲ 29	▲ 43	▲ 57	▲ 28
造船・重機、その他輸送用機械	15	10	40	50	50	30	(40)	40	10	50	10
その他製造業	16	9	▲ 20	11	22	11	(33)	33	22	11	▲ 22
素材業種	17	39	15	5	0	7	(7)	8	1	0	▲ 8
加工業種	18	70	17	19	30	20	(14)	19	▲ 1	9	▲ 10
大企業	19	22	23	9	9	9	(9)	18	9	13	▲ 5
中堅企業	20	36	20	17	28	22	(22)	20	▲ 2	14	▲ 6
中小企業	21	51	12	13	17	14	(6)	10	▲ 4	▲ 4	▲ 14
非製造業	22	112	27	24	26	30	(20)	23	▲ 7	16	▲ 7
うち	23	21	45	45	41	59	(41)	33	▲ 26	23	▲ 10
建設											
不動産	24	3	0	0	0	▲ 33	(▲ 33)	▲ 33	0	▲ 33	0
物品賃貸	25	5	20	20	20	20	(0)	20	0	0	▲ 20
卸売	26	15	13	13	20	7	(0)	0	▲ 7	▲ 7	▲ 7
小売	27	16	13	25	25	25	(19)	13	▲ 12	13	0
運輸・郵便	28	14	29	22	22	22	(22)	29	7	22	▲ 7
情報通信	29	6	17	17	33	50	(17)	50	0	17	▲ 33
電気・ガス	30	8	25	13	0	12	(0)	25	13	13	▲ 12
対事業所サービス	31	7	15	15	29	43	(29)	15	▲ 28	29	14
対個人サービス	32	9	22	22	11	33	(22)	22	▲ 11	22	0
宿泊・飲食サービス	33	8	63	38	50	38	(38)	63	25	50	▲ 13
鉱業・採石業・砂利採取業	34	0	—	—	—	—	(—)	—	—	—	—
大企業	35	18	22	17	11	22	(11)	28	6	11	▲ 17
中堅企業	36	24	34	29	34	42	(29)	34	▲ 8	33	▲ 1
中小企業	37	69	25	26	26	28	(17)	18	▲ 10	11	▲ 7

(注) 「—」は有効回答社数が3社未満のため、非公表としたことを示す。

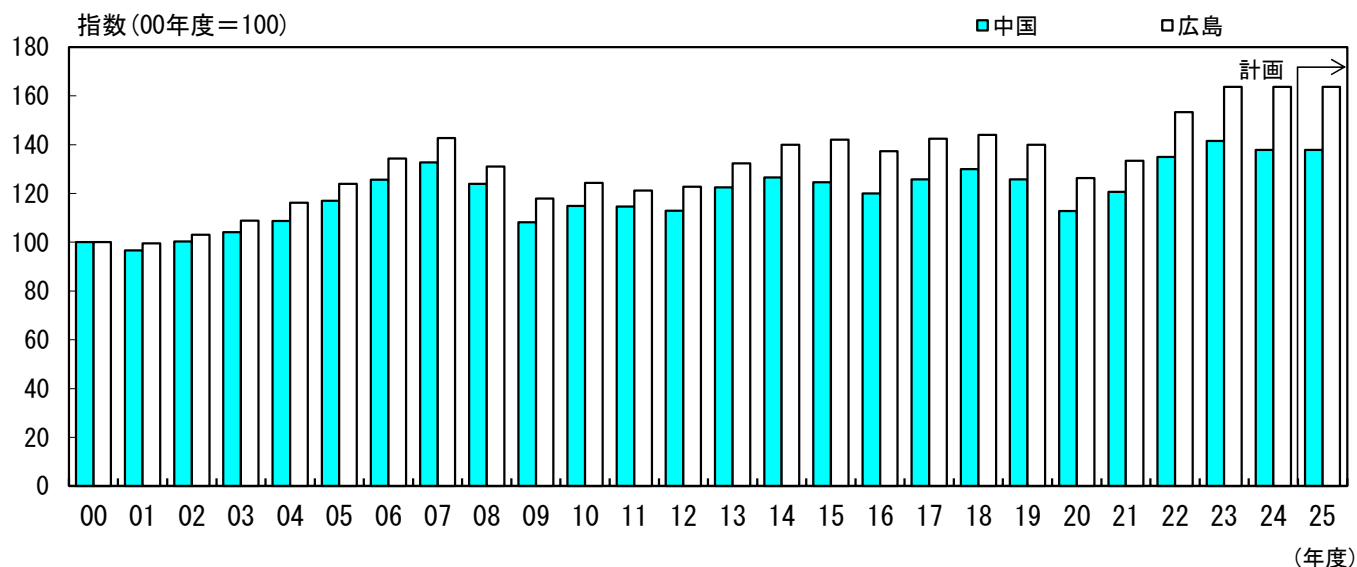
2. 売上・収益計画

▽売上高

(前年度比：％)

			23年度実績	24年度実績	修正率	25年度計画	修正率
中国	全産業	1	4.9	▲ 2.6	0.3	0.0	0.2
	製造業	2	9.3	1.0	▲ 0.4	0.0	▲ 0.3
	大企業	3	12.0	▲ 0.5	▲ 0.9	0.9	▲ 0.2
	中堅企業	4	3.1	6.1	0.8	▲ 1.8	0.2
	中小企業	5	7.1	▲ 0.1	0.5	▲ 2.6	▲ 2.2
	非製造業	6	0.1	▲ 6.7	1.2	0.1	0.7
	大企業	7	▲ 3.1	▲ 12.4	1.4	▲ 0.3	0.8
	中堅企業	8	9.1	3.4	0.4	0.8	▲ 0.4
	中小企業	9	3.5	4.5	1.5	0.7	1.5
広島	全産業	10	6.8	0.0	0.2	0.0	0.0
	製造業	11	12.9	0.0	▲ 0.8	0.2	▲ 0.9
	大企業	12	15.7	▲ 1.5	▲ 1.3	1.2	▲ 0.7
	中堅企業	13	▲ 0.4	8.8	0.9	▲ 2.1	▲ 0.8
	中小企業	14	12.9	0.3	0.7	▲ 4.8	▲ 3.7
	非製造業	15	▲ 0.1	▲ 0.1	1.5	▲ 0.2	1.1
	大企業	16	▲ 1.9	▲ 1.0	1.6	▲ 0.3	1.4
	中堅企業	17	9.0	4.2	0.9	▲ 1.9	▲ 1.0
	中小企業	18	6.2	3.0	1.2	1.5	0.9

▽売上高（全産業）

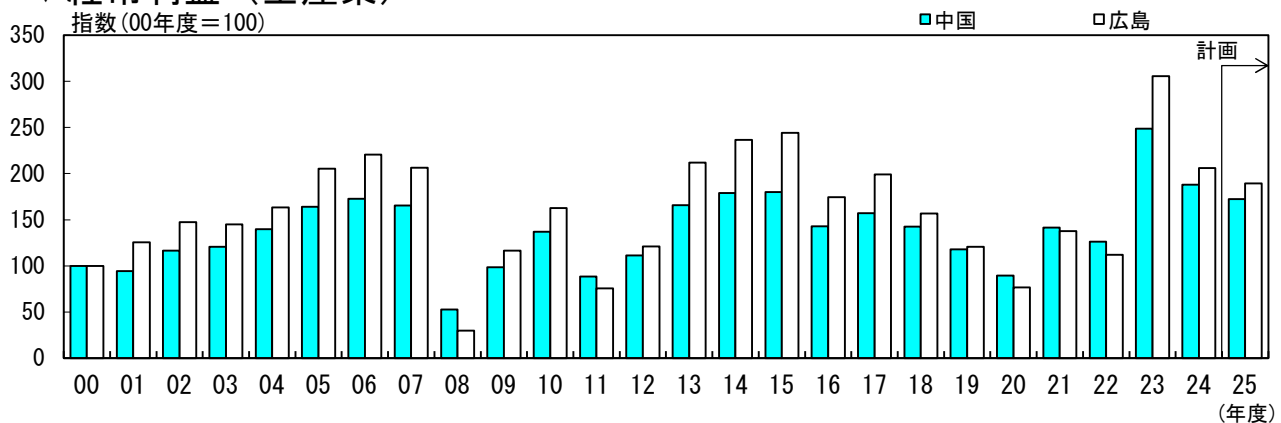


▽経常利益

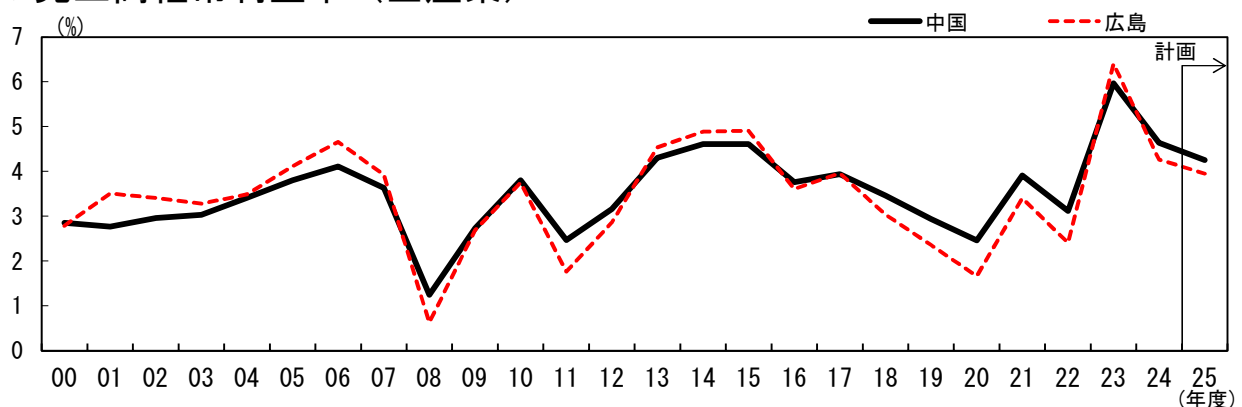
(前年度比：%)

			23年度実績	24年度実績	修正率	25年度計画	修正率
中国	全産業	1	96.9	▲24.4	8.1	▲8.4	1.7
	製造業	2	44.3	▲30.7	2.7	▲7.5	▲0.3
	大企業	3	86.2	▲52.0	▲3.5	11.1	4.7
	中堅企業	4	11.7	▲4.3	6.7	▲17.2	▲1.3
	中小企業	5	25.8	▲12.5	7.1	▲21.7	▲12.5
	非製造業	6	268.9	▲16.6	14.3	▲9.4	4.0
	大企業	7	1544.8	▲26.2	18.3	▲9.4	6.4
	中堅企業	8	16.3	14.6	4.1	▲9.0	▲2.7
	中小企業	9	11.7	8.8	11.6	▲10.5	2.5
広島	全産業	10	172.6	▲32.6	8.3	▲8.0	0.4
	製造業	11	62.0	▲44.2	▲0.5	▲4.9	▲4.0
	大企業	12	93.0	▲56.4	▲5.3	8.5	2.2
	中堅企業	13	2.2	▲15.1	6.9	▲18.3	▲9.6
	中小企業	14	49.1	2.7	7.0	▲33.1	▲22.8
	非製造業	15	1329.3	▲19.5	16.4	▲10.4	4.3
	大企業	16	利益転化	▲25.4	18.5	▲9.4	6.9
	中堅企業	17	6.9	42.0	3.6	▲19.2	▲11.7
	中小企業	18	25.0	9.1	14.3	▲8.9	0.4

▽経常利益（全産業）



▽売上高経常利益率（全産業）



3. 設備投資

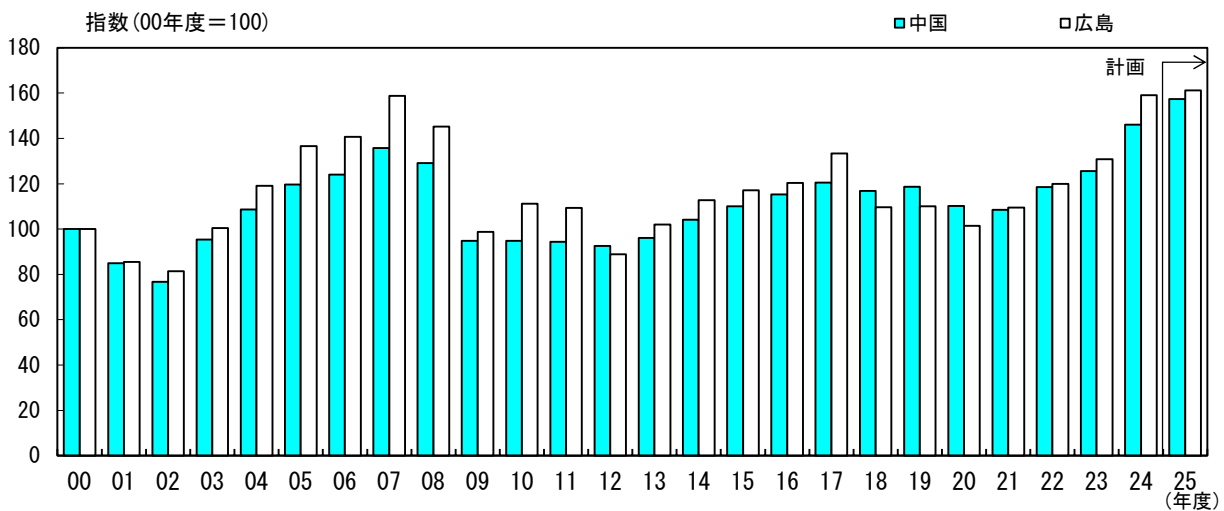
▽設備投資額（含む土地投資額）

（前年度比：％）

			23年度実績	24年度実績		25年度計画	
					修正率		修正率
中国	全産業	1	5.9	16.3	▲ 3.3	7.8	▲ 1.4
	製造業	2	3.1	7.1	▲ 4.9	24.4	5.0
	大企業	3	10.3	8.8	▲ 5.1	17.6	6.8
	中堅企業	4	6.2	2.1	▲ 4.7	56.3	4.3
	中小企業	5	▲31.7	5.6	▲ 3.9	▲ 0.7	▲ 5.6
	非製造業	6	8.9	26.3	▲ 1.9	▲ 7.4	▲ 8.3
	大企業	7	9.3	35.7	▲ 2.9	▲ 8.0	▲11.0
	中堅企業	8	9.4	0.1	0.3	▲ 4.9	3.2
	中小企業	9	▲ 2.5	1.4	8.3	▲ 6.7	4.3
広島	全産業	10	9.1	21.6	▲ 2.1	1.3	▲ 3.0
	製造業	11	3.5	5.0	▲ 1.7	22.0	12.8
	大企業	12	5.4	2.4	▲ 0.8	25.6	15.9
	中堅企業	13	3.0	31.6	▲ 2.2	12.1	14.7
	中小企業	14	▲ 5.3	▲35.6	▲ 6.8	32.1	▲11.5
	非製造業	15	12.3	30.9	▲ 2.3	▲ 7.9	▲10.5
	大企業	16	12.0	36.1	▲ 2.6	▲ 9.0	▲11.7
	中堅企業	17	12.9	▲ 5.9	▲ 0.4	▲ 5.5	1.5
	中小企業	18	21.1	▲19.8	4.4	41.9	10.2

▽設備投資額（含む土地投資額）（全産業）

指数(00年度=100)



▽ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

（前年度比：％）

			23年度実績	24年度実績		25年度計画	
					修正率		修正率
中国	全産業	1	8.3	13.2	▲ 3.1	7.9	▲ 1.0
	製造業	2	7.3	6.2	▲ 3.4	19.6	5.2
	非製造業	3	9.9	24.3	▲ 2.6	▲ 8.0	▲10.2
広島	全産業	4	9.8	17.1	▲ 2.1	2.9	▲ 1.9
	製造業	5	8.5	5.0	▲ 1.0	16.6	9.7
	非製造業	6	11.4	30.7	▲ 3.1	▲ 9.4	▲12.6

▽生産・営業用設備判断D. I.

(「過剰」－「不足」、%ポイント、()内は前回調査時予測)

		24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
						最近		先行き	
							変化幅		変化幅
中国	全産業	▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	(▲ 2)	1	▲ 2	▲ 3
	製造業	2	3	3	2	(1)	5	2	▲ 3
	非製造業	▲ 3	▲ 3	▲ 5	▲ 2	(▲ 3)	▲ 3	▲ 1	▲ 5
広島	全産業	▲ 5	▲ 4	▲ 5	▲ 2	(▲ 4)	0	▲ 4	▲ 4
	製造業	▲ 3	2	1	1	(▲ 1)	6	2	▲ 4
	非製造業	▲ 8	▲ 10	▲ 11	▲ 6	(▲ 6)	▲ 7	▲ 1	▲ 11

4. 雇用

▽雇用人員判断D. I.

(「過剰」－「不足」、%ポイント、()内は前回調査時予測)

		24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
						最近		先行き	
							変化幅		変化幅
中国	全産業	▲ 36	▲ 37	▲ 38	▲ 36	(▲ 41)	▲ 34	▲ 37	▲ 3
	製造業	▲ 25	▲ 26	▲ 26	▲ 24	(▲ 29)	▲ 22	▲ 26	▲ 4
	非製造業	▲ 45	▲ 45	▲ 46	▲ 46	(▲ 50)	▲ 44	▲ 48	▲ 4
広島	全産業	▲ 33	▲ 32	▲ 34	▲ 31	(▲ 40)	▲ 29	▲ 35	▲ 6
	製造業	▲ 21	▲ 21	▲ 22	▲ 19	(▲ 30)	▲ 16	▲ 24	▲ 8
	非製造業	▲ 44	▲ 41	▲ 47	▲ 43	(▲ 50)	▲ 43	▲ 46	▲ 3

▽新卒採用計画<6月、12月調査のみ>

(前年度比：%)

		24年度実績		25年度計画		26年度
			修正率		修正率	計画
中国	全産業	3.6	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 3.3	0.4
	製造業	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 4.9	▲ 5.4	3.0
	非製造業	7.4	▲ 0.5	2.5	▲ 1.6	▲ 1.6
広島	全産業	6.6	1.2	▲ 5.7	▲ 0.7	▲ 0.1
	製造業	7.2	▲ 0.5	▲ 7.9	▲ 4.6	0.3
	非製造業	6.0	2.8	▲ 3.6	3.0	▲ 0.4

5. 需給・在庫・価格判断（製造業）

▽国内での製商品需給判断D. I.

（「需要超過」－「供給超過」、％ポイント、（ ）内は前回調査時予測）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
					最近		先行き	
						変化幅		変化幅
中国	▲ 16	▲ 17	▲ 16	▲ 14	(▲ 17)	▲ 18	▲ 4	▲ 20
広島	▲ 13	▲ 17	▲ 11	▲ 8	(▲ 15)	▲ 18	▲ 10	▲ 21

▽製商品在庫水準判断D. I.

（「過大」－「不足」、％ポイント）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査	
					最近	
						変化幅
中国	19	16	20	15	14	▲ 1
広島	24	19	24	17	19	2

▽販売価格判断D. I.

（「上昇」－「下落」、％ポイント、（ ）内は前回調査時予測）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
					最近		先行き	
						変化幅		変化幅
中国	33	30	35	31	(39)	30	▲ 1	28
広島	37	30	33	36	(40)	32	▲ 4	27

▽仕入価格判断D. I.

（「上昇」－「下落」、％ポイント、（ ）内は前回調査時予測）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
					最近		先行き	
						変化幅		変化幅
中国	57	49	50	50	(54)	47	▲ 3	51
広島	57	51	48	51	(54)	46	▲ 5	52

6. 企業金融（全産業）

▽資金繰り判断D. I.

（「楽である」－「苦しい」、％ポイント）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査	
					最近	
						変化幅
中国	11	12	12	8	11	3
広島	15	15	16	11	15	4

▽金融機関の貸出態度判断D. I.

（「緩い」－「厳しい」、％ポイント）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査	
					最近	
						変化幅
中国	18	17	17	18	18	0
広島	22	20	21	22	20	▲ 2

▽借入金利水準判断D. I.

（「上昇」－「低下」、％ポイント、（ ）内は前回調査時予測）

	24/6月	9月	12月	25/3月	6月調査			
					最近		先行き	
						変化幅		変化幅
中国	29	49	48	62	(64)	49	▲ 13	52
広島	33	51	51	70	(71)	51	▲ 19	57

広島県経済の動向

令和7年9月12日
商 工 労 働 局

目 次

1	経済動向の概要	1
	（１）国内経済の動向	
	（２）広島県経済の動向	
2	県内主要製造業の生産動向	3
	（１）鉄鋼	
	（２）自動車	
	（３）造船	
	（４）一般機械	
	（５）電気機械	
3	中小企業の動向	5
	（１）概況	
	（２）景況感・景況感の変化	
	（３）前月から変化のあった主な業種	
4	企業倒産状況	7
	（１）概況	
	（２）業種別	
	（３）原因別	
	（４）今後の見通し	
5	最近の雇用失業情勢	8
	（１）県内の有効求人・求職の動向	
	（２）県内の新規求人・求職の動向	
	（３）県内の人員整理の状況	
	（４）完全失業率の状況（全国・県内）	

（注）「広島県経済の動向」は、国、その他機関等から発表される各種指標を編集、加工し、とりまとめたものです。

1 経済動向の概要

(1) 国内経済の動向

ア 概要

指 標	令和7年		
	6月	7月	8月
基調判断	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる	景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している	
輸 出	このところ持ち直しの動きがみられる	おおむね横ばいとなっている	
生 産	横ばいとなっている		
設備投資	持ち直しの動きがみられる		
雇用情勢	改善の動きがみられる		
個人消費	消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	
住宅建設	おおむね横ばいとなっている		建築物省エネ法等改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、このところ弱含んでいる
消費者物価	上昇している		
企業収益	改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある		米国の通商政策等による影響が一部にみられる中で、改善に足踏みがみられる

イ 先行き

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

【内閣府「月例経済報告」（令和7年8月27日公表）】

(2) 広島県経済の動向

ア 概要

指 標	令和7年		
	5月	6月	8月
基調判断	緩やかな回復基調にある		
輸 出	弱めの動きとなっている		
生 産	横ばい圏内の動きとなっている		
設備投資	増加している		
雇用・所得	緩やかに改善している		
個人消費	緩やかな回復基調にある		
住宅投資	弱めの動きとなっている		
消費者物価 (除く生鮮食 品、広島市)	前年を上回っている		

イ 県内の経済の先行き

先行きについては、日米間の通商交渉が合意に至ったものの、各国の通商政策等の今後の展開や、その影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いている。こうしたもとで、これらの動きが企業の生産動向や設備投資、賃金・価格設定行動など、県内の経済金融情勢に与える影響を十分注視していく必要がある。

【日本銀行広島支店「広島県の金融経済月報」(令和7年9月5日公表)】

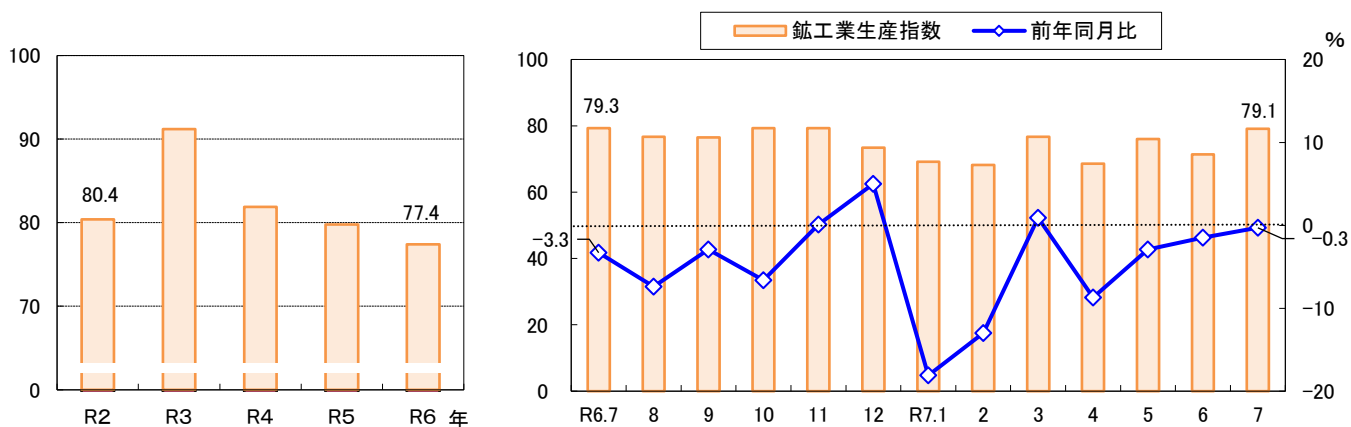
2 県内主要製造業の生産動向

(1) 鉄鋼（令和7年7月）

7月の鉱工業生産指数（鉄鋼業、原指数、速報値、平成27年＝100）は79.1で、前年同月比で0.3%減少となっている。

鉱工業生産指数(鉄鋼業)(年別・月別・前年同月比)

【県統計課】

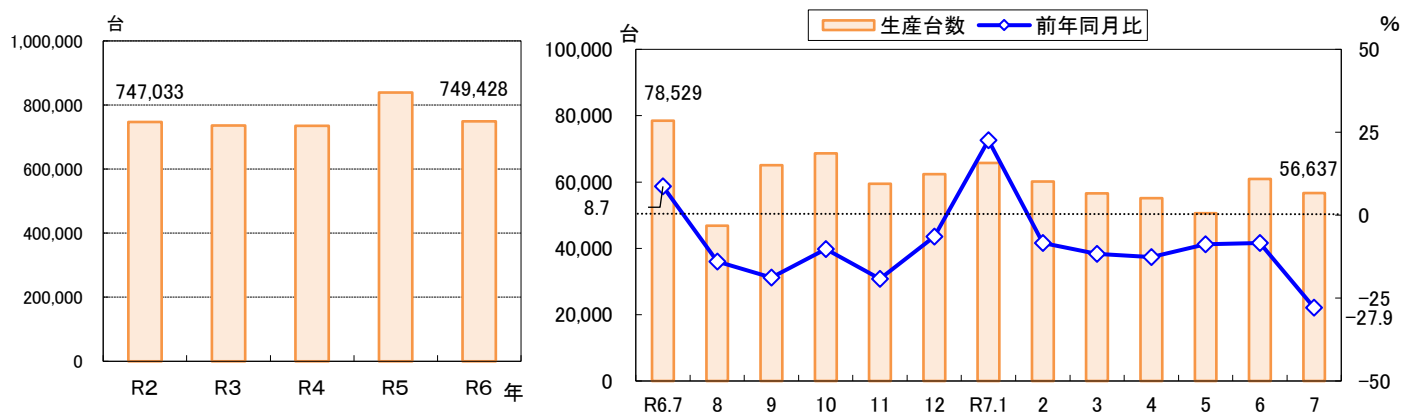


(2) 自動車（令和7年7月）

7月の国内生産台数は56,637台で、前年同月比で27.9%減少となっている。

自動車生産台数(年別・月別・前年同月比)

【マツダ（株）】

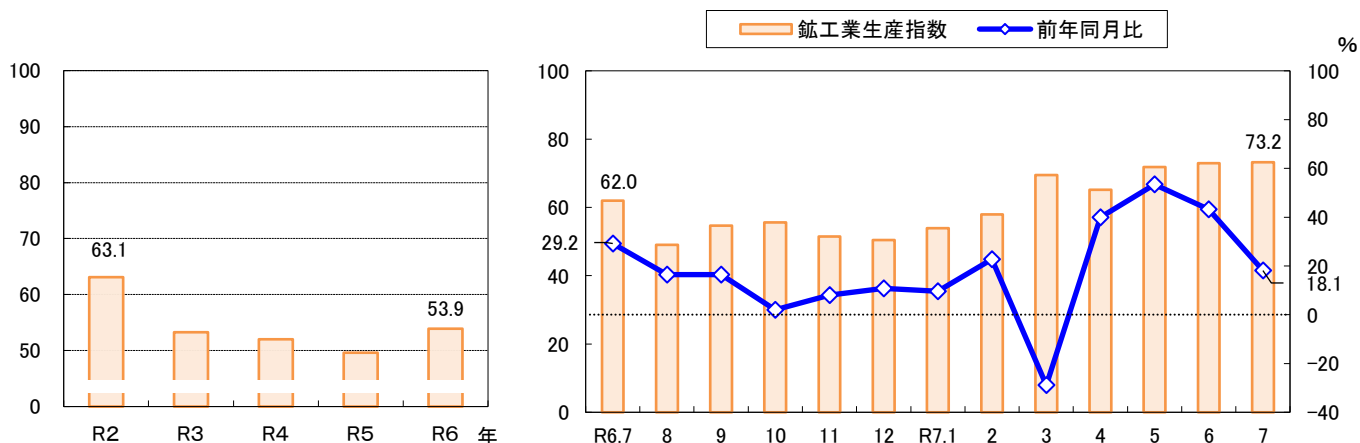


(3) 造船（令和7年7月）

7月の鉱工業生産指数（造船部門、原指数、速報値、平成27年＝100）は73.2で、前年同月比で18.1%増加となっている。

鉱工業生産指数(造船部門)(年別・月別・前年同月比)

【県統計課】

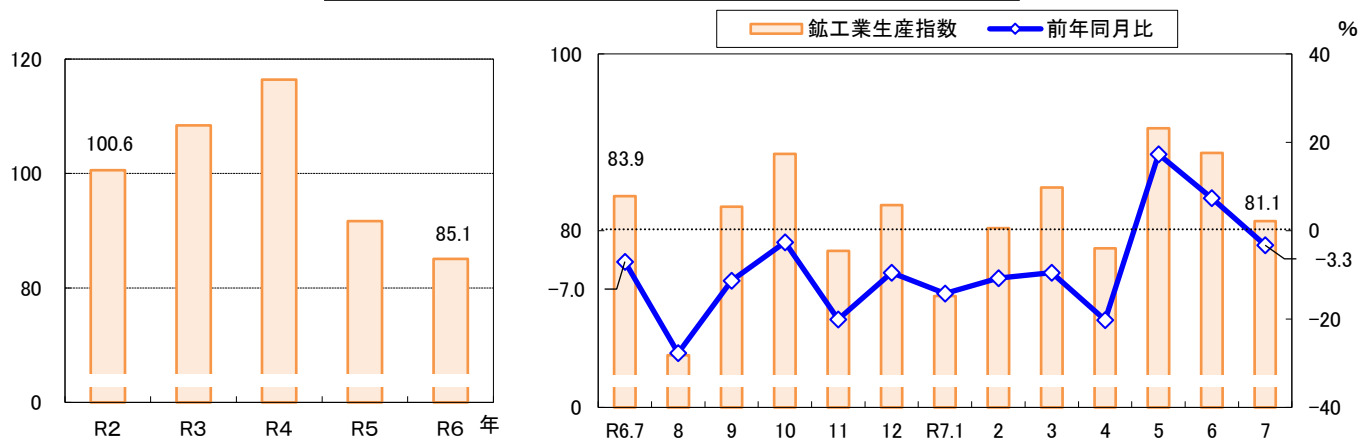


(4) 一般機械（令和7年7月）

7月の鉱工業生産指数(一般機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年＝100)は81.1で、前年同月比で3.3%減少となっている。

鉱工業生産指数(一般機械工業(総合))(年別・月別・前年同月比)

【県統計課】

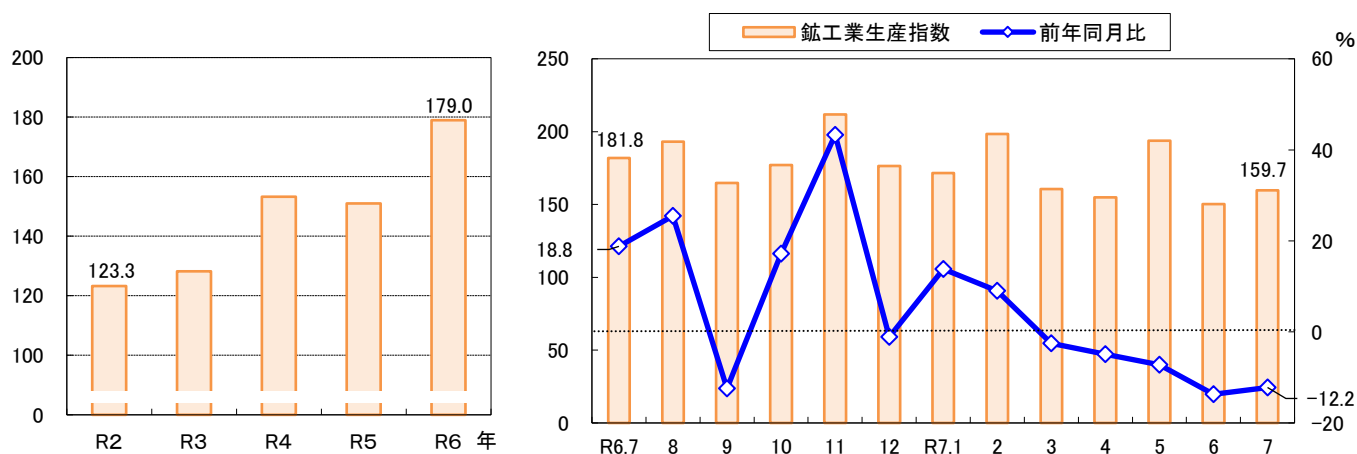


(5) 電気機械（令和7年7月）

7月の鉱工業生産指数(電気機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年＝100)は159.7で、前年同月比で12.2%減少となっている。

鉱工業生産指数(電気機械工業(総合))(年別・月別・前年同月比)

【県統計課】



3 中小企業の動向（令和7年7月）

【広島県中小企業団体中央会（令和7年8月15日時点）】

(1) 概況

長期化する原材料費や人件費の高騰分を十分に価格転嫁できない状況に加え、猛暑による来店客数減少で売上が低迷するなど、県内の中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。さらに製造業では、米国の関税措置による影響が懸念され、先行きの不透明感は依然として払拭されていない。

自動車関連業種では、7月の国内自動車販売台数は前年同月比▲3.6%と7か月ぶりに減少。マツダ車は前年同月比+7.8%と8か月連続増加した。

また、木材業界では、7月の全国新設住宅着工戸数は61,409戸で前年同月比▲9.7%。県内の7月の着工戸数は895戸で、前年同月比▲37.3%となった。

※マツダ車に関する記載はマツダ（株）が発表する「7月の生産・販売状況について」に基づく

※木材業界に関する記載は、国土交通省が公表する「建築着工統計調査報告」及び広島県がホームページに掲載する「新設住宅着工戸数」の7月分のデータに基づく

(2) 景況感・景況感の変化

業種	6月の景況感	7月の景況感
食料品	普通	やや悪い
繊維・衣服	普通	普通
木材	悪い	悪い
家具	やや悪い	やや悪い
印刷	普通	普通
化学	やや悪い	やや悪い
プラスチック製品	やや悪い	やや悪い
土石製品	悪い	悪い
鉄鋼（铸件）	やや悪い	やや悪い
金属製品	普通	普通

業種	6月の景況感	7月の景況感
一般機械器具	やや悪い	やや悪い
電気機械器具	やや悪い	普通
自動車部品	やや悪い	悪い
造船	普通	普通
建設	やや悪い	やや悪い
トラック輸送	やや悪い	普通
内航海運	やや悪い	やや悪い
卸売	やや悪い	やや悪い
小売	やや悪い	やや悪い
情報サービス	普通	普通

（単位：業種）

景況感	6月	7月	増減数
好況	0	0	0
やや好況	0	0	0
普通	6	7	1
やや悪い	12	10	▲ 2
悪い	2	3	1

(3) 前月（6月）から変化のあった主な業種

業種	6月の 景況感	7月の 景況感	変化の理由・状況
電気機械器具	やや悪い	普通	売上は前月比＋6％、前年同月比＋18％となった。 【広島県東部機械金属工業協同組合】
食料品	普通	やや悪い	様々なコストの上昇が続いており、経営への負担が増している。また、他都市で見られるようなインバウンド特需については、特段大きな効果を実感できていない。 【広島県東部菓子商工業協同組合】

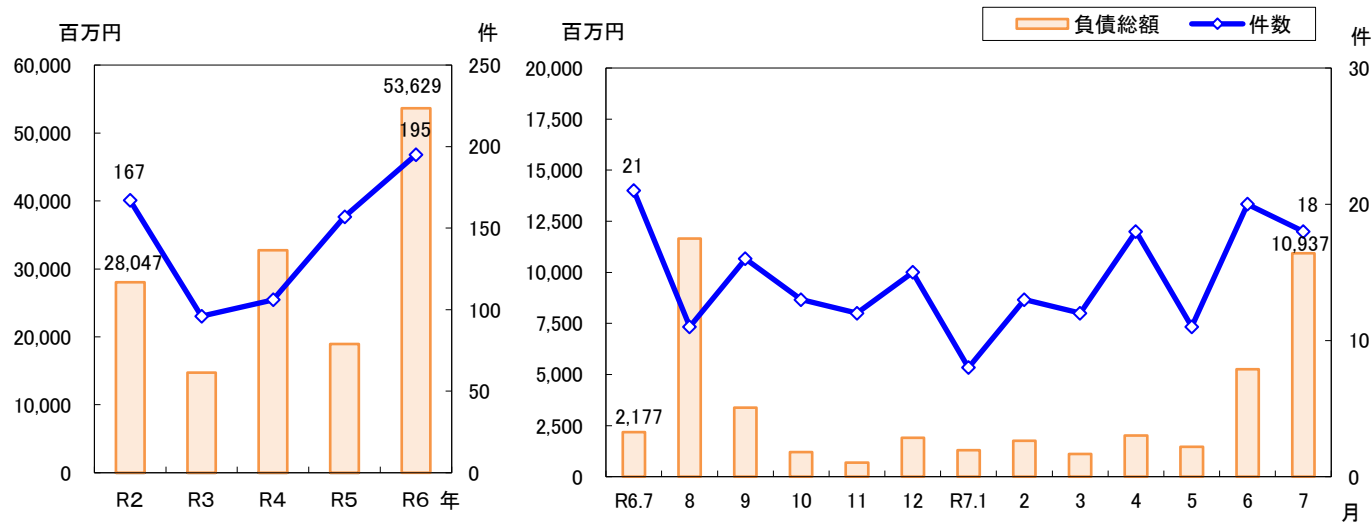
4 企業倒産状況（令和7年7月）

(1) 概況

負債総額1,000万円以上の倒産は、件数が18件、総額109億3,700万円であった。
前月比では、件数は2件減少したが、負債総額は56億7,600万円増加した。
前年同月比では、件数は3件減少したが、負債総額は87億6,000万円増加した。
大型倒産（負債総額10億円以上）は3件発生した。

区 分	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
件 数 (前年同月比)	11件 (45.0%減)	20件 (33.3%増)	18件 (14.3%減)
負債総額 (前年同月比)	1,453百万円 (42.8%減)	5,261百万円 (90.1%増)	10,937百万円 (402.4%増)

企業倒産件数・負債総額(1,000万円以上)(年別・月別・前年同月比)



(2) 業種別

件数は、建設業が6件、製造業が4件、卸・小売・飲食業とその他が各3件、サービス業が2件となった。
負債総額は、その他、製造業、建設業、卸・小売・飲食業、サービス業の順となった。

(3) 原因別

原因別では、販売不振13件、他社倒産の余波3件、既往のシワ寄せ2件であった。

(4) 今後の見通し

令和7年7月度の倒産件数は18件で、平成28年以降、直近10年では令和6年7月度の21件、令和2年7月度の19件に次いで3番目の件数となった。負債総額は109億3,700万円で、2年連続で20億円を超え、直近10年では最大値となった。前年同月比では倒産件数は減少、負債総額は増加する結果となった。

業歴別倒産状況では30年以上が11件、20年以上30年未満が2件、10年以上20年未満が3件と業歴10年以上の倒産が全体の88.8%を占め、前月6月度では業歴10年以上の倒産が全体の70.0%と比較的業歴の長い企業の倒産が続いている。

原因別にみると販売不振が13件で最多となり、既往のシワ寄せは2件、売掛金等回収難は0件で、これらを合計した不況型倒産は15件で全体の83.3%を占めた。

そのような中、新型コロナウイルスを要因とした倒産は7月度18件中3件発生し、これまでの累計は302件（負債総額1,000万円未満、弁護士一任・準備中を除く）となっている。

倒産の内訳として、広島県内ではサービス業他に分類される企業が多いなか、建設業の倒産が増加しており、広島県内の施工件数の減少に加え、県外業者、大手企業との競争激化、工期の長期化などによる資金のひっ迫など営業環境は厳しさを増している。

また、広島県内に於いては自動車関連産業が多く、令和7年8月からはトランプ関税が15%に引き上げられ、これによって海外輸出が停滞する可能性があり、地場産業への影響は避けられない。売上確保が厳しいなかで生き残るためには更なるコストカットを図る必要がある。人的コストの他、生産性の向上、原材料、仕入れルートの見直しなどサプライチェーンへの課題が内包される。

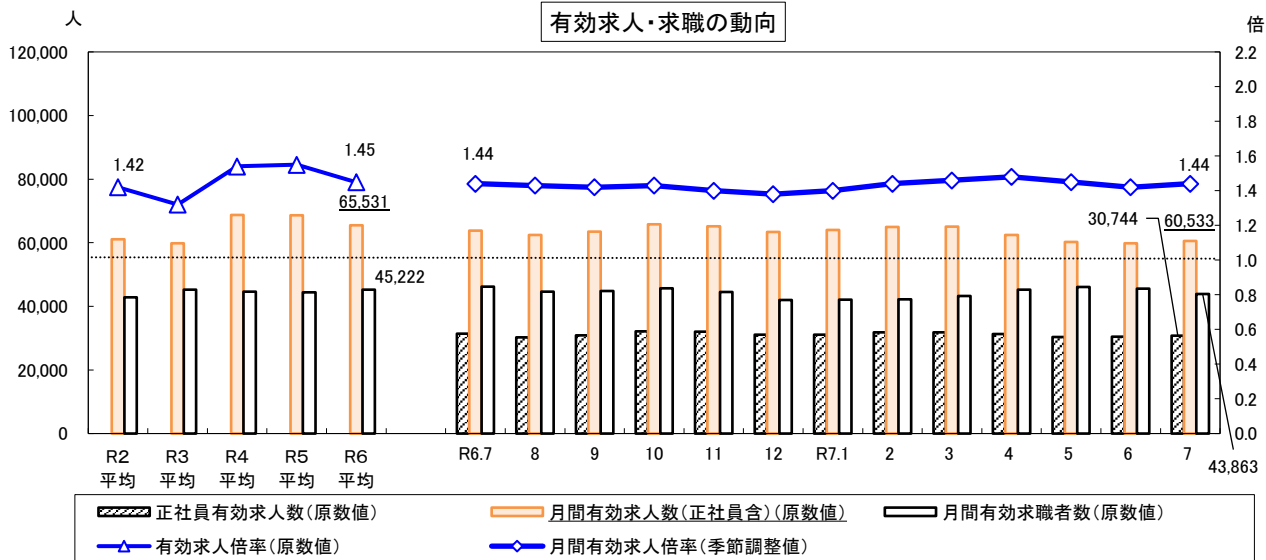
少子高齢化が進み、労働人口が減少するなか、広島県は転出超過が目立ち、働き手の確保が厳しくなっている。若者の減少は飲食店や小売店などの新規出店への影響もあり、複合的なリスクとなり得る。広島県内のみでの事業活動に拘らず、積極的な設備投資が為されている都市圏への進出や営業開拓などより弾力的な姿勢が必要とされる。

5 最近の雇用失業情勢（令和7年7月）

(1) 県内の有効求人・求職の動向

区 分	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
有効求人倍率〈季節調整値〉 (前月比)	1.45倍 (▲0.03ポイント)	1.42倍 (▲0.03ポイント)	1.44倍 (+0.02ポイント)
正社員有効求人倍率 (前年同月比)	1.18倍 (+0.06ポイント)	1.20倍 (+0.06ポイント)	1.22倍 (+0.04ポイント)

【広島労働局】



(注1) 正社員有効求人倍率は、正社員の有効求人数をパートタイムを除く常用有効求職者数（派遣労働者や契約社員を希望する者も含む）で除して算出しているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

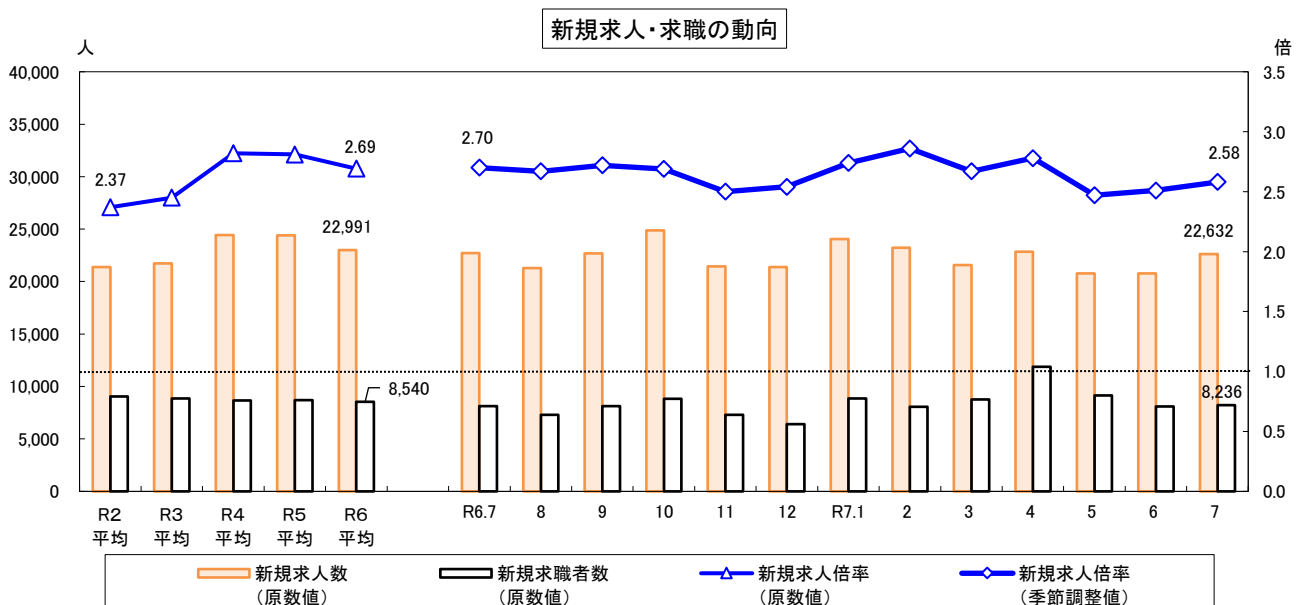
(注2) 正社員有効求人倍率は、季節調整されていない。

(注3) 季節調整値は毎年1月分公表時に過去に遡って改訂される。

（２）県内の新規求人・求職の動向

区 分	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
新規求人倍率〈季節調整値〉 (前月比)	2.47倍 (▲0.31ポイント)	2.51倍 (+0.04ポイント)	2.58倍 (+0.07ポイント)

【広島労働局】

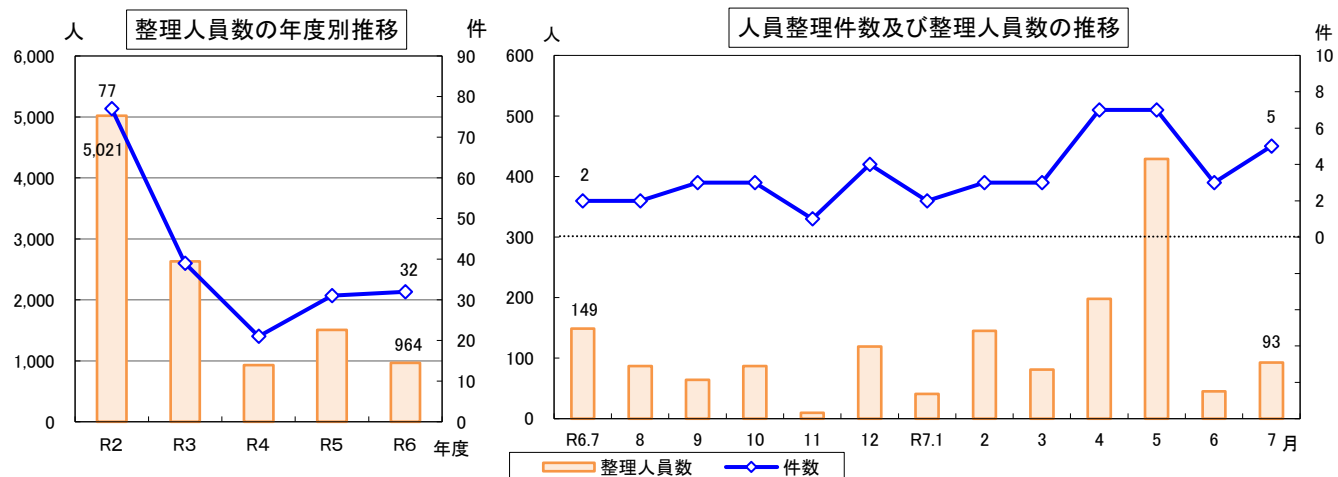


(注) 季節調整値は毎年1月分公表時に過去に遡って改訂される。

(3) 県内の人員整理の状況（整理人員10人以上）

区 分	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
件数 (前年同月比)	7件 (+5件)	3件 (+2件)	5件 (+3件)
整理人員 (前年同月比)	429人 (+392人)	45人 (+34人)	93人 (▲56人)

【広島労働局】

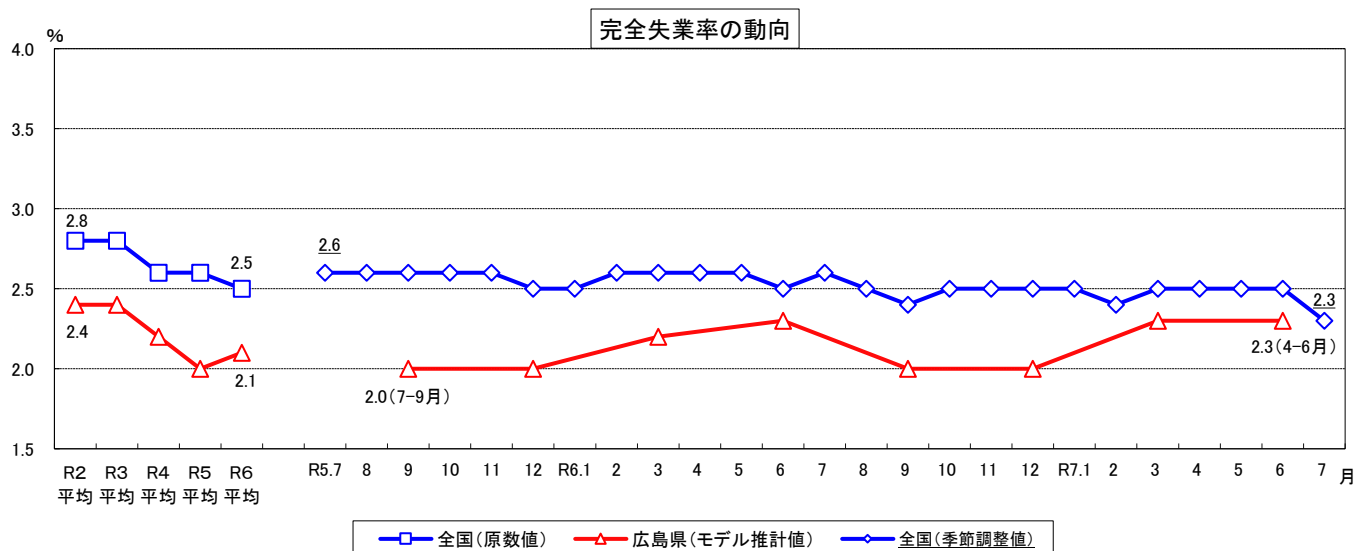


(4) 完全失業率の状況（全国・県内）

区 分	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
全国完全失業者数 (前年同月比)	183万人 (▲10万人)	176万人 (▲5万人)	169万人 (▲19万人)
全国完全失業率〈季節調整値〉 (前月比)	2.5% (±0.0ポイント)	2.5% (±0.0ポイント)	2.3% (▲0.2ポイント)

区 分	令和6年	令和7年	
	10～12月平均	1～3月平均	4～6月平均
広島県完全失業率 〈モデル推計値〉 (前年同期比)	2.0% (±0.0ポイント)	2.3% (+0.1ポイント)	2.3% (±0.0ポイント)

【総務省統計局】



※ 全国完全失業率の季節調整値は毎年1月分公表時に過去に遡って改訂される。

※ 広島県(モデル推計値)は、毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの四半期平均及び年平均結果を過去に遡って一部改定している。

Press Release

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 1 日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 中野 康司

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

令和 7 年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します ～賃上げ額 (18,629 円)、賃上げ率 (5.52%) はいずれも昨年を上回った～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和 7 年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 390 社。

【集計概要】

平均妥結額は 18,629 円で、前年 (17,415 円) に比べ 1,214 円の増。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は 5.52%で、前年 (5.33%) に比べ 0.19 ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

(第 1 表・第 2 表)

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額(円)	引上げ額 【円】	引上げ率【%】	発効日(予定)
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青 森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山 形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福 島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富 山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石 川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福 井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長 野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島 根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山 口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香 川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高 知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大 分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有